第４節　ライフラインの確保、早期復旧

起きてはならない最悪の事態

４－１　電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

１【現状認識・取り組み】

（電力）

①【中部電力株式会社】

中部電力（株）は、愛知県、岐阜県（一部を除く）、三重県（一部を除く）、長野県、静岡県（富士川以西）の中部 5 県を営業区域とする販売電力量 127,070 百万 kWh（平成 25 年度）の電気事業者です。

【表 4-1-1　長野県内における概要】（提供：中部電力（株）2014 年 3 月 31 日現在または 2013 年度）

項目	数量
販売電力量	15,050 百万 kWh
発電設備	水力　481 千 kW　　太陽光　1 千 kW
送電設備	送電線路亘長　架空 2,258km、地中 53km
変電設備	変電所数および出力　156 ヶ所　14,487 千 kVA
配電設備	配電線路亘長　架空 28,862km　地中 569km
従業員数	1,912 名

（注）配電線路亘長の数字は併架部分を除いたものです。

中部地域のライフラインを担う企業グループとして、これまでも被災後の早期供給力の確保や公衆保安確保の観点から、設備対策などを進めてきました。

電力の長期供給停止を発生させないため、これからも電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じて発変電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化を図る必要があります。

中部電力グループにおける事業継続の基本的な考え方（提供：中部電力（株））

中部電力グループは、お客さまに安全・安定的にエネルギーをお届けするという公益的使命を達成するため、つねに公衆保安の確保や設備保全などに万全を期すとともに、大規模災害などが発生した場合においても、災害の影響を最小限にとどめつつ、早期復旧を実現し事業継続できるように、全力で取り組んでいきます。

1. 災害に強い設備を形成するとともに、適切な保守・保全を実施します。
2. 早期復旧と公衆保安の確保に向けた防災体制を整備するとともに、訓練などを通じた対応能力の維持・向上を図ります。
3. 新たな知見などを適切に取り入れ、より安全・安定的なエネルギー供給の実現に向けた継続的なレベルアップを図ります。

（ＬＰガス）

②【(一社) 長野県ＬＰガス協会】

（一社）長野県ＬＰガス協会と県は、平成 25 年１月に「災害時におけるＬＰガスに係る協力に関する協定」を締結し、また県内 77 市町村とも平成 26 年６月までに締結を完了しました。この協定に基づき、県や市町村から要請があった場

合、①被災地域における一般消費者等に対して販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給、②供給設備設置場所以外で発見されたＬＰガスボンベについて容器所有者が行うべき回収及び保管、③被害状況及び復旧状況の調査、④新たにＬＰガスの供給が必要となった場合の設備工事及び供給、⑤その他ＬＰガスの保安確保及び供給のために特に必要な業務について実施されることとなっています。

（都市ガス）

③【長野県ガス協会】

長野県内においては６事業者が都市ガス供給事業を行っています。ガス導管による都市ガス供給は､台風､大雪等による被害を受けにくい供給システムですが、地震対策も含め、防災対策として、設備対策・緊急時対策・復旧対策を３本の柱として、さらなる供給信頼性の向上に取り組んでいます。

【表 4-1-2　事業者・供給区域一覧】（提供：長野県ガス協会）

事業者名	供給区域
上田ガス(株)	上田市
大町ガス(株)	大町市
信州ガス(株)	飯田市
諏訪ガス(株)	諏訪市、岡谷市、茅野市、下諏訪町
長野都市ガス(株)	長野市、須坂市、千曲市、中野市、小諸市、佐久市 上田市、東御市、山ノ内町、小布施町、御代田町
松本ガス(株)	松本市

（石油類燃料）

④【長野県石油商業組合】

長野県石油商業組合と県は、平成２５年１月に「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を締結しました。この協定に基づき、県から要請があった場合、県が指定する緊急車両等や災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類の優先提供が実施され、また組合員が取り扱う物資の供給及び要員の動員などが行われます。

【図 4-1-1　災害時における石油類燃料供給の基本的な流れ】

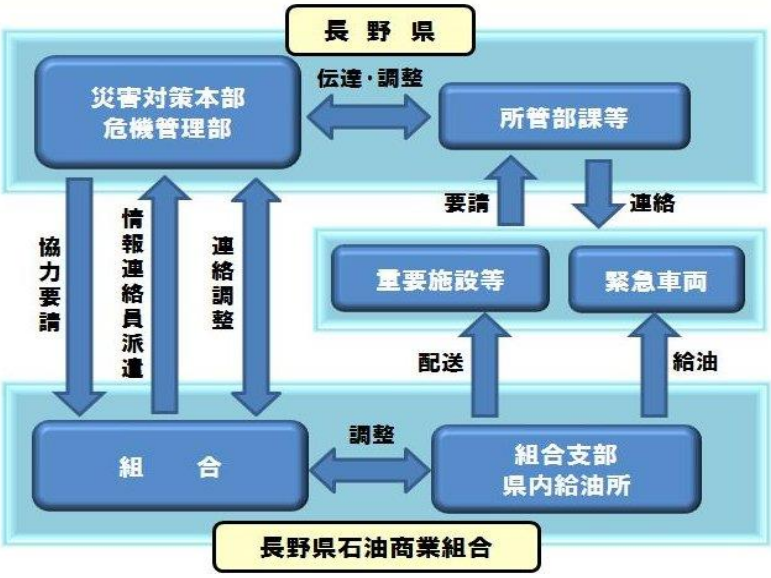

また、緊急車両等への優先供給をより確実なものとするため、平成 27 年１月に協定を改正し、長野県石油商業組合と県は協力して、災害時に必要な石油類燃料の備蓄を進めることとしています。

（省エネルギー）

⑤　省エネルギー化を促進するとともに、地域主導型の自然エネルギーを普及拡大することにより、エネルギー自給率を更に高めていくことが必要です。

【図 4-1-2　エネルギー自給率（発電設備容量）の推移】（長野県環境エネルギー課）

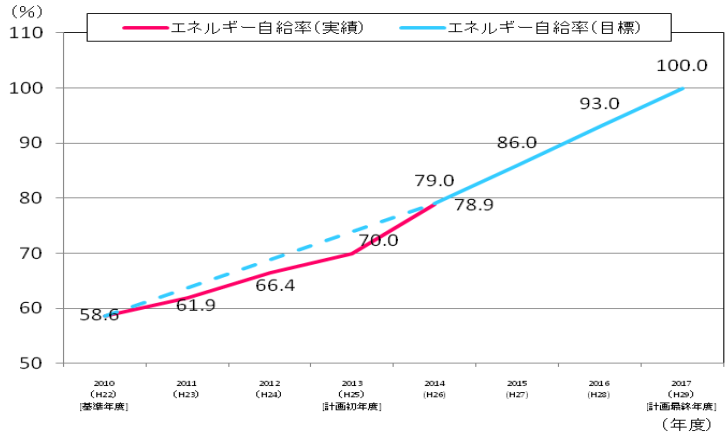

【栄村木質チップボイラー施設】

（水力発電）

⑥　県企業局の電気事業は水力発電により、357 百万 kWh（平成 26 年度）、世帯換算で 12.2%の電灯需要を賄える電力を発電し、中部電力に売電しています。日常の保守・点検や補修を確実に行っていく他、建設から 40 年以上を経過した発電所が 14 か所中８か所を占めることから、計画的に老朽化対策を推進していく必要があります。さらに、自然災害の中でも特に被害を受け、電力供給復旧までに時間を要すると想定される大規模地震に備えるため、水力発電施設の耐震化や上水槽等の施設及び県企業局管理ダム（高遠、菅平、湯の瀬ダム）の耐震性能照査を計画的かつ着実に進める必要があります。

【企業局水力発電所中、最大出力の春近発電所（伊那市）】

２【施策・展開】

（電力）

①【中部電力株式会社】

中部電力（株）では、以下の施策を実施しています。

【図 4-1-3　防災体制図】(提供：中部電力(株))

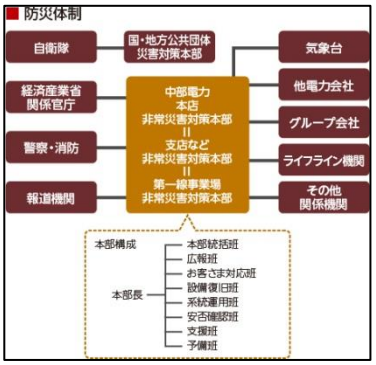

（防災体制の整備）

災害の発生時や発生が予想される場合には、直ちに非常体制を発令し、事業場ごとに非常災害対策本部を設置することとしています。

また、災害に備え、日頃から防災訓練や復旧作業訓練などを繰り返し実施することにより、万が一の災害時に迅速に対応できるよう取り組んでいます。この他、国・地方公共団体や警察・消防などが実施する連絡会議や連携訓練（※）にも積極的に参加することで、関係機関との緊密な連携を図るとともに、他電力会社とも相互協力体制を整えています。

（※）平成27年度には、陸上自衛隊松本駐屯地において陸上自衛隊との合同防災訓練を実施し、連携方法等を確認しました。

災害発生時には、ヘリコプターによる人員・資機材の輸送手段や、衛星通信ネットワークによる情報連絡手段を確保するとともに、速やかな応急送電のために、発電機車や移動変圧器などの特殊車両を主要な事業場に配備しています。

（設備面の取り組み）

中部電力では、これまでも国による三連動地震の想定震度分布の公表などから得られた新たな知見を適切に反映し、被災後の早期供給力確保や公衆保安確保の観点から、設備対策などを進めてきました。

これからも、国・自治体による南海トラフ地震や防災対策の見直しなどを踏まえ、各対策の検証を進め、引き続き必要な対策・対応を進めることとしています。

【図 4-1-4】（提供：中部電力（株））

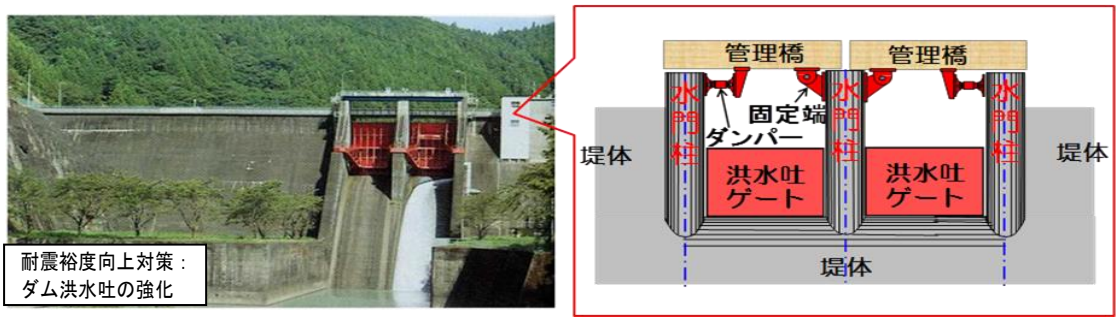

耐震裕度向上対策：
ダム洪水吐の強化

浸水対策：
変電所建物の扉の前に防水壁を設置

早期復旧対策：
高圧発電機車による応急送電

●発電設備

中部電力は、安定して電気を送ることができるよう原子力、石炭・ＬＮＧ・石油などの火力、水力・太陽光のような再生可能エネルギーなど合計２０５ヶ所、３，４０５．８万ｋＷの発電設備を備え、日頃からこれら発電設備の保守・点検や補修を確実に実施し、安定供給に努めています。

【上越火力発電所】　（提供：中部電力（株））

●送電設備

発電所で発電された電気を、配電用変電所まで運ぶ送電設備は、電気を運ぶための電線とそれを支える鉄塔などの支持物で構成されています。

電力の安定供給のため、雷や雪などの自然の脅威に耐えうるよう、適切な設計や設備形成をするとともに、故障を未然に防ぐ技術も導入しています。

なお、年々増加していく高経年設備について、的確・確実に更新し、公衆保安の確保・安定供給に取り組んでいます。

【送電線建設工事】（提供：中部電力（株））

●変電設備

送電線で運んできた電気をそれぞれの使用目的に応じた電圧に変えることを「変電」といいます。

電気は、電気抵抗によるロスを低減するために高い電圧で運びます。そして、変電所で徐々に電圧を下げて、工場や家庭などに届けられます。

変電所は、電圧を変える変圧器をはじめとした多種多様な機器により構成されており、その電圧も50万Ｖから6,600Ｖまで様々です。それぞれの機器に応じた巡視・点検を行い、日々、公衆保安の確保・安定供給に向け取り組んでいます。

【東信変電所】（提供：中部電力（株））

●配電設備

電柱や電線などで構成される配電設備は、我々の生活空間に数多く存在します。このため、定期的に設備の巡視を行い、危険がおよぶことがないように万全を期しています。また、設備故障による停電を未然に防止するため、機器の点検も行われています。

この他営業所では、停電からの早期復旧に備え、24時間出向できる体制を整えています。万が一停電が発生した場合は、昼夜を問わず現場に向かい、復旧作業にあたります。

また営業所内では、停電範囲を極小化するため、配電自動化システムを活用し、電気の流れを切り替

【冠雪落とし】（提供：中部電力（株））

【非常災害実動訓練】（提供：中部電力（株））

えています。

中部電力では、このような事態に備え、訓練を通じ、早期復旧に必要な技術力の維持・向上に取り組んでいます。

●系統運用

発電所と家庭を結ぶ送電ルートの安定を保つため､送電線に流れる電気の量や電圧を監視･制御しているのが給電制御所です。

時々刻々と変化する電気の使用量（需要）と発電量（供給）のバランスを保つとともに､突発的なトラブル発生時にも、安全・確実・迅速な復旧操作を行うことができるよう､24時間・365日、電力ネットワーク全体を監視・コントロールしています。

【中央給電指令所】（提供：中部電力（株））

（ＬＰガス）

②【(一社）長野県ＬＰガス協会】

（一社）長野県ＬＰガス協会は、ＬＰガス販売事業者等に対して経済産業省の補助事業による指定を促し、県内ＬＰガス充填所の出荷・配送体制の強化を実施しました。結果として県内では９ヶ所の指定を受け、中核充填所としてのＬＰガス販売事業者等は、自家発電装置、ＬＰガス自動車、ＬＰガス自動車への充填設備、衛星通信設備等が導入されており、災害に強い安定したＬＰガスの供給を目指します。

中核充填所の役割は以下のとおりです。

（１）地域の市町村と長野県ＬＰガス協会及び支部とで締結された防災協定への参加
（２）災害時において中核充填所の共同利用又は地域内充填所からの依頼に基づき充填受入、代替配送、保安点検調査の支援（この場合の、ＬＰガス供給量の配分、保安体制及び費用は各地区での災害時石油ガス供給連携計画策定時に取り決める）
（３）災害時における国・地方公共団体・長野県ＬＰガス協会への速やかな情報提供
（４）災害時における流出容器回収の際の保管場所の提供（県の指定場所でも可）
（５）石油備蓄法による地域内の事業者が連携・策定する「災害時石油ガス供給連携計画」への参画
（６）国の指導により、災害時石油ガス供給連携計画の発動、国からの重要施設への配送指示については、優先的に対応すること

また、(一社）長野県ＬＰガス協会内に、長野県中核充填所委員会を設置し、中核充填所による防災訓練等を引き続き実施します。

県民の皆様へ

公共施設や避難所の設置者は、劣化せず、備蓄が容易で、分散型エネルギーであるＬＰガスの災害バルクユニットの設置に協力をお願いします。

（資源エネルギー庁石油製品利用促進対策事業費補助金による災害バルクユニット設置先 10 ヵ所（平成 26 年度)。全国では 406 ヶ所設置済み。）

【図 4-1-5　災害対応バルク概観】

（提供：日本ＬＰガス協会）

（都市ガス）

③【長野県ガス協会】

〇防災体制の整備

長野県ガス協会の各事業者においては、災害の発生時あるいは発生が予想される場合には、直ちに非常対策組織の体制をとり、対応をすることとしています。また、災害発生時に迅速・的確に対応できるよう、防災訓練を定期的に実施しています。指定公共機関として、行政との防災訓練にも積極的に参加しています。

〇地震対策

地震対策においては、ガス導管の設備対策として耐震性に優れた溶接鋼管、ポリエチレン管を採用し、耐震化率が概ね９０％を超える信頼性の高い導管ネットワークを構築してきていますが、今後も鋭意対策を推進していきます。

緊急時対策としては大規模な地震の際には、各社所有の地震計により揺れを感知し、被害が甚大と予測される場合には、地区単位で供給を停止し、二次災害の防止を図れる設備としております。なお、一般のご家庭では、マイコンメータが設置されており地震を感知し、ガス供給を自動的に遮断いたします。また、緊急時の対応・措置を迅速・確実に実施できるよう社員の防災訓練を実施しています。万一、供給を停止した場合は、早期復旧を進めると共に移動式ガス発生設備等による臨時供給を行います。必要な場合には、都市ガス事業者の全国的な応援体制により、迅速に供給再開を行います。

【図 4-1-6　中圧導管（溶接鋼管）】
中圧導管は耐震性に優れており、阪神大震災レベルの地震の際でも損傷を受けません。東日本大震災による液状化でも被害はありませんでした。

180 度曲げても破損しません

【図 4-1-7　低圧導管】
低圧導管には耐食性、耐震性に優れたポリエチレン管を積極的に採用しております。

これだけ伸びても漏れません

【図 4-1-8　移動式ガス発生設備】
圧縮天然ガス等をボンベに充填して、ガスを供給する設備です。病院等に臨時供給します。

【図 4-1-9　全国のガス事業者からの応援】
大規模地震時には全国の都市ガス事業者から都市ガス復旧隊が派遣されます。

○災害時電源セキュリティーの向上

ガスコージェネレーションシステムや電源自立型ガスヒートポンプ（ＧＨＰ）は、省エネ・節電に貢献すると共に、災害による停電時には都市ガスにより発電を行うため、エネルギーセキュリティーの向上を図ることができます。医療施設、福祉施設等の重要拠点において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、このような都市ガスによる自立・分散型システムの普及を推進しています。

また一般のご家庭ではエネファーム（家庭用燃料電池システム）により、災害時に停電した場合でも電気を使用することができます。（自立起動式は開発中）

【図 4-1-10　ガスコージェネレーションによる電源の多様化・供給信頼性の向上】

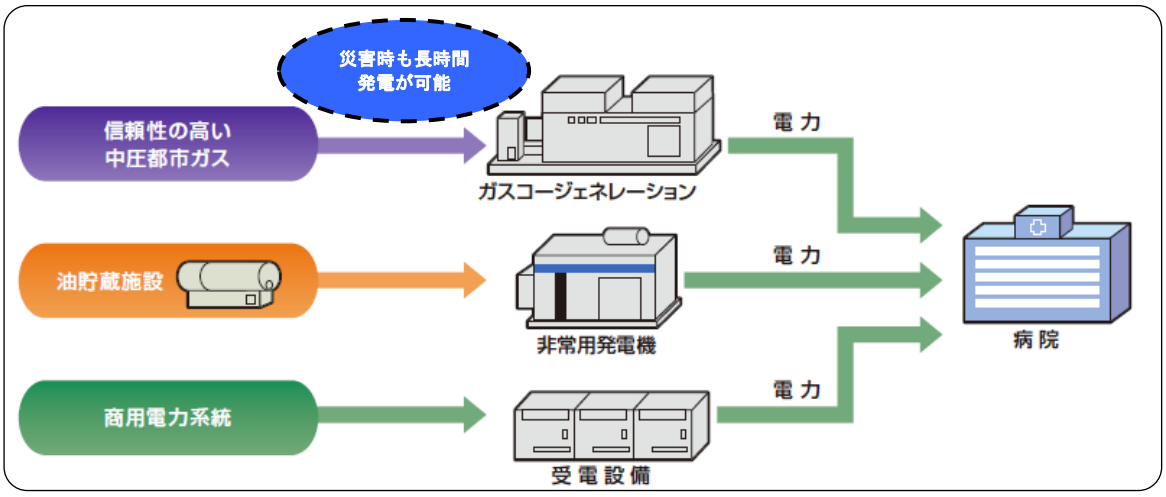

（石油類燃料）

④【長野県石油商業組合】

県内で消費される石油製品の大半は京浜地区から貨物輸送により供給されており、平成 26 年２月 14 日からの大雪では、ＪＲ中央東線や中央自動車道が途絶し、北信地方の油槽所在庫が約 35%まで落ち込みました。その結果、県下のサービスステーション（ＳＳ）では燃料不足が懸念され、給油制限をするなどの影響

が生じました。長野県石油商業組合は、ＪＲ貨物による石油挽回輸送の措置を受けつつ、一般消費者に対して、必要以上の買いだめの自粛、冷静な対応を求め、県内の石油消費をコントロールし、大きな混乱を招かずに回復に至りました。

東日本大震災の教訓を踏まえると、大規模自然災害時においては、石油製品の継続的な供給が困難な状況となるうえ、多くの消費者が「いざという時」のための給油の必要性を認識し、多数の消費者がＳＳに殺到することが予想されます。

こうした事態を避けるため、国により自家発電設備等を備えた災害対応型中核給油所（中核ＳＳ）が全国で 1700 箇所整備されましたが、緊急車両等への優先給油をより確実なものとするため、中核ＳＳ等に対して一定の在庫を備蓄するための管理費等について、県は長野県石油商業組合を通じて支援を行います。

県民の皆様へ

県民の皆様は、供給拠点の被災等により石油類の燃料不足が懸念される状況となった場合、緊急車両や医療施設、社会福祉施設といった燃料の途絶が人命にかかわる車両・施設等に優先的に供給するため、必要以上の買いだめの自粛など、冷静な対応をお願いします。

（自然エネルギー）

⑤　県では、自然エネルギー等の地域資源を徹底活用し、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入した環境先進地域の構築を推進するため、国の再生可能エネルギー等導入推進基金を活用して、地域の防災施設への自然エネルギー設備の導入を支援します。

（水力発電）

⑥　県企業局の水力発電施設について、建設経過年数と施設設備の状態を考慮し、改修や長寿命化を進めます。また、地震被害に備えるため、重大な二次災害の発生が懸念される上水槽等の施設や県企業局管理ダムの耐震性能照査及び発電所建屋の耐震化を計画的に進めます。

３【数値目標】

指　標	現状	目標	備考
発電設備容量で見るエネルギー自給率	78.9% (H26)	124.3% (H32)	
県営水力発電所建屋等の耐震化率	57.1% (H26)	100.0% (H29)	
県企業局管理ダム（３か所）におけるレベル２地震動に対応した耐震性能照査の実施か所数	１か所 (H26)	３か所 (H28)	

起きてはならない最悪の事態

４－２　上水道等の長期間にわたる供給停止

１【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（上水道）

①　県内の上水道については、水道施設の更新に合わせて耐震化が進められていますが、基幹管路の耐震適合率は 31%程度にとどまっており、浄水場、配水地についても耐震化率は全国水準よりも低く、災害時の上水道の早期復旧のため、一層の耐震化が必要です。

大規模災害時における応急給水活動及び応急復旧活動については、長野県水道協議会水道施設相互応援要綱等により広域的な応援体制を整備しています。

【表 4-2-1　上水道、用水供給における基幹管路、浄水場及び配水池の耐震化率(H25)】

（長野県水大気環境課）

	基幹管路総延長(Km)	基幹管路(%) 耐震適合性のある管	うち耐震管	浄水場(%)	配水池(%)
本　県	2,294.8	31.1	14.3	19.3	27.0
全　国	96,816.0	34.8	21.6	22.1	47.1

（提供:長野県水大気環境課）

（提供：南木曽町）

（県営水道）

②　県企業局が経営する水道事業（末端給水事業【長野市の一部、上田市の一部、千曲市の一部、坂城町の約 19 万人の家庭まで上水道を供給する事業】・用水供給事業【松本市、塩尻市、山形村の２市１村に水道水を供給する事業】）については、自然災害の中でも特に広範囲かつ復旧に時間を要すると想定される大規模地震等の災害時における給水を確保するため、基幹施設及び基幹管路のほか、人命の安全確保の観点から、病院や避難所となる学校等に至る管路の耐震化も併せて進める必要があります。

また、災害発生時に住民に対して総合的な支援を行う市町村と企業局の間で、役割分担を明確にした上での連携・協力が不可欠です。

さらに、火山噴火による火山灰が河川に混入し、酸性値が水質基準を超える事態を想定し、水質検査及び薬品調達の体制を整備しておく必要があります。

【水道管耐震化工事の状況】（長野県企業局）

２【施策】

（水道）

①　施設整備には莫大な費用が必要となることから、県は、水道事業者に対し、水道施設の重要度に応じて優先順位をつけた耐震化計画の策定を求めるとともに、施設整備に国庫補助を有効に活用することができるよう支援します。

（県営水道）

②　企業局が経営する水道事業に係る取水口や浄水場等の基幹施設及び導・送水管等の基幹管路等について、優先的に耐震化を進めます。

特に末端給水事業については、病院や避難所となる学校等を「重要給水施設」と位置付け、そこに至る管路の耐震化も併せて進めます。

また、災害の発生により周辺一帯が断水しても、そこへ行けばいつでも水が出る、応急給水拠点「安心の蛇口」の整備を進めるほか、災害時における市町村と企業局の間での災害協定の締結や、住民の役割分担を明確にした上で、合同の防災訓練を実施する等、ソフト面の対応も強化します。

火山噴火による火山灰混入による酸性値上昇に備え、質の高い水質検査を継続するほか、薬品業者と苛性ソーダの優先調達協定を締結します。

さらに、県水道協議会の要請により、被災した水道事業体の復旧支援を行うほか、企業局の培った技術力を活用し、技術職員等の不足に悩む過疎自治体の水道施設の整備を支援します。

（「安心の蛇口」第１号　千曲市）

（「安心の蛇口」を活用した県地震総合防災訓練）

３【数値目標】

指　標	現状	目標	備考
上水道の基幹管路の耐震適合率（※）	31.1% (H25)	(これから策定する長野県水道ビジョンの中で設定)	
県営水道（末端給水）における基幹施設（浄水施設）の耐震化率	50.0% (H26)	100.0% (H31)	
県営水道（末端給水）における基幹管路の耐震適合率（※）	84.6% (H26)	100.0% (H37)	
県営水道（末端給水）における重要給水施設に至る管路の耐震適合率（※）	71.2% (H26)	100.0% (H37)	
県営水道（末端給水）における「安心の蛇口」整備数（全 36 か所）	0 か所 (H26)	11 か所 (H37)	
県営水道（用水供給）における基幹施設（浄水施設）の耐震化率	0.0% (H26)	100.0% (H36)	
県営水道（用水供給）における管路の耐震適合率（※）	76.9% (H26)	100.0% (H36)	

※　地盤状況を評価した上で耐震性を有すると判断される管を含めた率

起きてはならない最悪の事態

４－３　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

１【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（汚水処理施設等）

①　汚水処理施設等の早期復旧のため、関係機関と連携して下水道施設等の耐震化や下水道ＢＣＰの策定を推進していく必要があります。

【図 4-3-1　下水道施設の耐震化の推移】（長野県生活排水課）

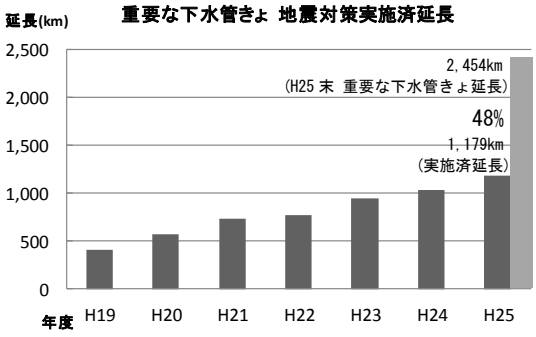

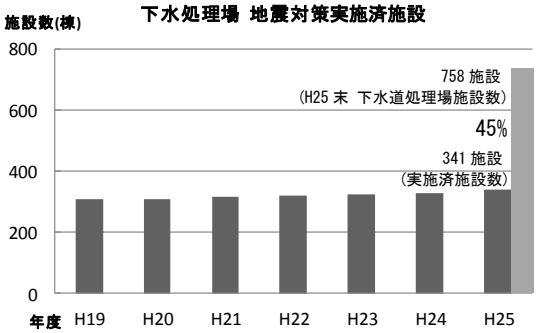

【処理場 最終沈澱池管廊のクラック】
(H23 東日本大震災)

【マンホールの隆起】
(H26 神城断層地震)

２【施策】

（汚水処理施設等）

①　県は、市町村の下水処理施設等の耐震化や下水道ＢＣＰの策定を支援します。県と市町村は、下水道ＢＣＰや防災訓練等により防災体制の強化を図ります。民間事業者等は、応急復旧への協力をお願いします。

３【数値目標】

指　標	現状	目標	備考
重要な下水管きょの地震対策実施率※	48%(H25) (県流域 99%、 市町村公共 44%)	100% (H32)	
下水処理場の地震対策実施率※	45%(H25) (県流域 53%、 市町村公共 44%)	58% (H32)	
下水道ＢＣＰ策定率	89%(H26) (県流域 100%、 市町村公共 89%)	100% (H32)	
農業集落排水施設の機能診断実施地区割合	10% (H24)	37% (H32)	

※耐震工事等により耐震性を有する施設及び耐震診断等の対策に着手した施設の割合

起きてはならない最悪の事態

４－４　地域交通ネットワークが分断する事態

１【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（道路）

①　急峻な地形を有し脆弱な地質が分布する本県では、大雨や地震による土砂崩落等で道路が寸断される事象が多く発生しています。

一方で、平地部から山間部まで、住居や観光地が分散し、それらを結ぶ道路は県内約５万 km に及びます。緊急輸送路の信頼性の向上など、防災・減災の観点から重点的・効率的に道路整備を図る必要があります。

【土砂災害によるネットワークの分断】

（農道、林道）

②　地域交通ネットワークが分断された際、緊急輸送路などの補完、迂回機能が見込まれる基幹的な農道整備（橋梁の耐震化等）や県営林道の開設を進める必要があります。

【表 4-4-1　基幹的な農道整備の状況】　（長野県農地整備課）

○実施中の基幹的な農道整備

事業名	地　区	延長	完成予定
広域農道	2地区	L=25.3km	H28～H29

○主な道路構造物と保全対策　（単位：箇所）

種別	全体	点検済※	早期に対策必要
橋　梁	106	90	17
トンネル	5	3	―

※近年構築された施設は除く。

【広域農道上水内北部地区】

【表 4-4-2　県営林道開設事業の推移】　（長野県信州の木活用課）

○迂回路機能を持つ県営林道整備

事業名	路線	計画延長	完成予定年度
県営林道開設事業	4路線	L=76.5km	H31～H38

【県営林道の開設状況
林道大島氏乗線】

２【施策】

（道路ネットワークの整備）

①　県等は、地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網の整備を進めます。

・高規格幹線道路、地域高規格道路の整備を推進します。

・道路の法面対策、橋梁の耐震補強、道路改築により、災害時の緊急輸送路を確保します。

・木曽川右岸道路や国道１５３号バイパスなど、主要な一次緊急輸送路の代替機能を持つ道路の整備を推進します。

・電線類の地中化により、地震による電柱倒壊を防止します。

・災害時の避難場所や支援施設として活用するため、「道の駅」の防災機能の強化を図ります。

【図 4-4-1　例　緊急輸送路の整備（一般国道 152 号 飯田市 小道木バイパス)】（長野県道路建設課）

飯田市の遠山谷を貫く国道１５２号は、二次緊急輸送路であると同時に、高規格幹線道路である三遠南信自動車道と一体となって広域交通も担う道路。その一部となる小道木バイパスが、平成 27 年秋に開通したことで、地域に大きな安心を提供しています。

（農道、林道の整備）

②　県は、地域交通ネットワークや緊急輸送道路を補完する基幹的な農道と林道の早期開通に向け、計画的に事業を実施します。

　また、農道整備事業で構築された道路構造物の耐震化等の保全対策を実施します。

３【数値目標】

指　標	現状	目標	備考
県内高規格幹線道路の供用延長	331km (H23)	349km (H29)	
震災対策緊急輸送路にある橋梁の耐震補強の整備率	83% (H23)	100% (H29)	再掲
震災対策緊急輸送路にある道路斜面等の要対策箇所の対策率	52% (H23)	100% (H32)	再掲
国・県道の改良率	65.6% (H22)	67.5% (H29)	
緊急輸送路を補完する基幹的農道の整備延長	97.0% [460km] (H24)	98.7% [468km] (H29)	
国道･県道等を補完する県営林道の開設延長		期間内目標 1.9km	

第５節　流通・経済活動の維持

起きてはならない最悪の事態

５－１　サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺

１【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

①　災害による工場の操業停止や物流の停止といった事態は、サプライチェーン（原材料の段階から生産、物流、小売など、製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセス）の寸断を引き起こし、企業の生産力低下など経済活動に甚大な影響を及ぼすため、災害からの復旧・復興を遅らせる大きな要因となります。

そこで、企業において復旧の手順を定める事業継続計画（Business Continuity Plan、ＢＣＰ）を策定することにより、被害を最小限に抑えるとともに早期の復旧が可能となり、ひいては県内経済への影響も最小限に食い止めることができるものと考えられます。このため、企業や商工団体等のＢＣＰ策定に対する意識を向上させるとともに、策定に対する支援を行うことが必要です。

【図 5-1-1　ＢＣＰの概要】（長野県産業政策課）

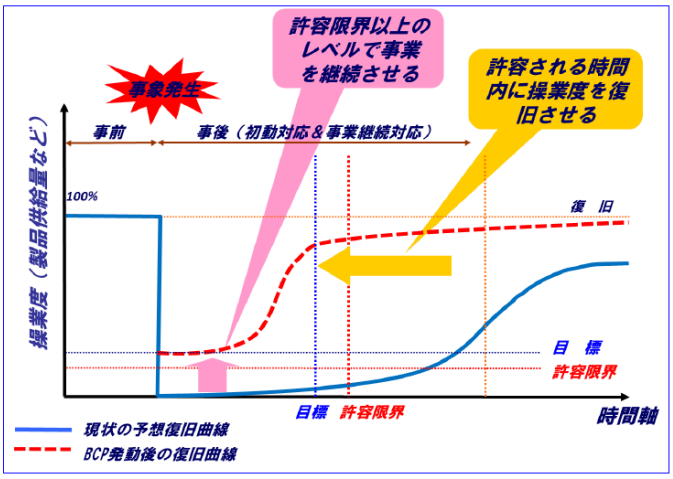

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことをBCP と呼びます。

（内閣府「事業継続ガイドライン　第三版」より）

②　ＢＣＰを策定した企業は、事業継続を達成するため、ＢＣＰの点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動であるＢＣＭ（事業継続マネジメント）を実施していく必要があります。企業は図上訓練の実施等により、策定したＢＣＰの問題点を把握するなど、ＰＤＣＡサイクル等を活用して、ＢＣＰの継続的な改善に取り組んでいく必要があります。

【ＢＣＰセミナー】

２【施策】

①　県は、企業や商工団体等のＢＣＰ策定に対する意識を向上させ、ＢＣＰ策定を支援するため、「ＢＣＰ策定の手引き」を作成するとともに、商工団体、民間保険会社とＢＣＰ策定支援に関する協定を締結し、ＢＣＰ策定支援プロジェクトを実施しています。災害発生時に県内の経済活動の停滞を最小限とするため、関係団体と協力して、このプロジェクトを確実に推進し、企業のＢＣＰ策定を積極的に支援します。

企業の皆様へ

企業の皆様は、災害時における被害を最小限に抑え、早期復旧を目指すＢＣＰの重要性を認識していただき、ＢＣＰの早期策定をお願いします。また策定にあたっては長野県ＢＣＰ策定支援プロジェクトの積極的な活用をお願いします。

②　県は、既にＢＣＰを策定した企業においてＢＣＰの継続的な運用・見直しが図られるよう、長野県ＢＣＰ策定支援プロジェクトにおいて、図上訓練等を実施するためのセミナーを開催するなど、ＢＣＭの定着に向けた支援を行います。

企業の皆様へ

企業の皆様は、ＢＣＭの実施により策定したＢＣＰの平時から点検・継続的な見直しを行い、ＢＣＰについての実効性の維持・向上に努めてください。

３【数値目標】

指　標	現状	目標	備考
長野県ＢＣＰ策定支援プロジェクトによる策定支援件数	－	H25～H29 の 5 年間で 150 事業所	

起きてはならない最悪の事態

５－２　高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止

１【現状認識・取り組み】

（高速道路）

①【ＮＥＸＣＯ東日本】

東日本大震災での復旧活動を通じてこれまでに得た教訓や経験、課題などを踏まえ、巨大地震等（広域的な大災害）への対応など災害対策強化の取組みとともに、平成 26 年２月の記録的な大雪により首都圏を中心とした広範囲の高速道路で長時間の通行止めとなったことなどから、大雪時の通行確保に引き続き努めていきます。

東日本高速道路（株）（以下「ＮＥＸＣＯ東日本」という。）が管理する高速道路のうち、開通後 30 年以上を経過した延長は、約 1,200km に達し、総延長の約３割を占めています。経年劣化の進行、大型車の増加、積雪寒冷地や海岸部の通過延長の増加など厳しい使用条件下での構造物の劣化が顕在化してきており、高速道路ネットワークの機能を将来にわたり維持し、高速道路資産の安全性を確保するため、高速道路インフラの的確な維持管理・更新等を実施していきます。

【図 5-2-1　高速道路の経過年数の推移】
（提供：ＮＥＸＣＯ東日本）

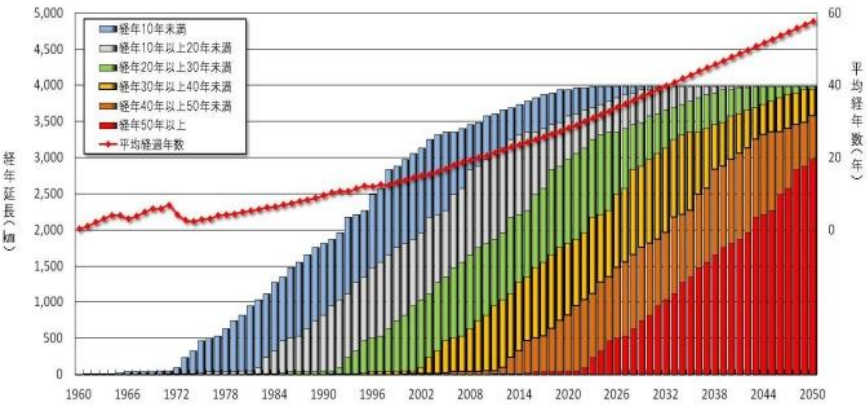

【H26.2 大雪時の通行確保状況】
（提供：ＮＥＸＣＯ東日本）

②【ＮＥＸＣＯ中日本】

中日本高速道路（株）（以下、「ＮＥＸＣＯ中日本」という。）が管理する高速道路 2,007km のうち、開通後の経過年数が 30 年を超える延長は約 1,200km に達し、総延長の約 6 割を占めています。構造物ごとにみると、30 年を超える橋梁の延長は約 6 割、トンネルの延長は約 3 割を占めています。老朽化の進行や、大型車交通の増加、降雪期の凍結防止剤の散布、近年の異常降雨の増加など厳しい環境変化によって、著しい変状が顕在化してきており、構造物の安全性を確保し高速道路ネットワークの機能を将来にわたり維持していくため、維持管理・更新等をより的確に実施していきます。

▶開通後の経過年数別路線図（2015年3月末現在）

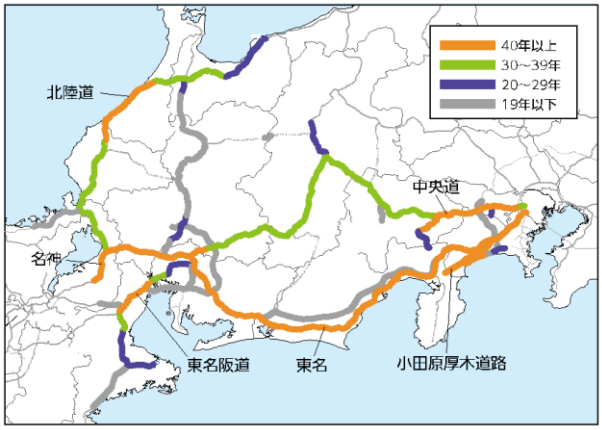

▶高速道路が抱える課題

（提供：ＮＥＸＣＯ中日本）

（鉄道）

③【ＪＲ東日本】

東日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ東日本」という。）では、想定される自然災害に対し、災害の未然防止及び被害を最小限にとどめるため、以下の安全設備の整備に取り組んでいます。

〇大規模地震対策

・高架橋、橋脚等の耐震補強対策

・地震発生直後、初期微動波（Ｐ波）を検知することで、より早く新幹線を停止させる新幹線早期地震検知システムの導入

・車両が脱線した場合にガイド機構により車輪が一定以上横方向に移動することを防止する逸脱防止ガイドの設置（新幹線）

【橋脚耐震補強工事】（提供：ＪＲ東日本）

〇自然災害（雨・風・雪等）対策

・沿線に雨量計、風速計、落石検知装置及び土砂崩壊検知装置を設置し、自然災害を予測・検知して列車を止める等の運転規制を実施する防災情報システムの導入

・斜面及び盛土等に対して落石等災害防止対策の実施

・除雪機械の配備による除雪体制の強化

・沿線監視カメラの整備による降雪状況の把握

大規模自然災害発生時はお客さまの安全を最優先に考え、県、市町村、警察機関、消防機関等関係機関と連携し、お客さまの救助・救命にあたるとともに、被災箇所の早期復旧に努めます。

〇地震発生、自然災害発生を想定した総合防災訓練、列車からのお客さま避難誘導訓練、救助・救命講習等の実施

〇長期間列車運転ができない場合の代替輸送、ルートの検討

〇帰宅困難者対策として、塩尻市と協定を締結

【お客さま救済訓練】（提供：ＪＲ東日本）

④【ＪＲ東海】

東海旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ東海」という。）では、自然災害による事故の防止を安全対策の重要な柱の１つとして位置づけ、様々な対策を実施しています。また、正常運行が阻害される事象となった場合においても、その影響を最小限にするため各種訓練や施策を実施しています。

〇地震対策

・各種構造物の耐震補強の実施

・速やかに列車を停止させるシステムの導入

〇自然災害対策

・落石対策として、落石覆い工、落石止擁壁等の整備の実施

・土石流対策として、線路沿線の渓流の土砂堆積状況の調査や、調査結果に基づく土石流を検知するセンサーの整備及び渓流管理者への土砂撤去の依頼等の実施

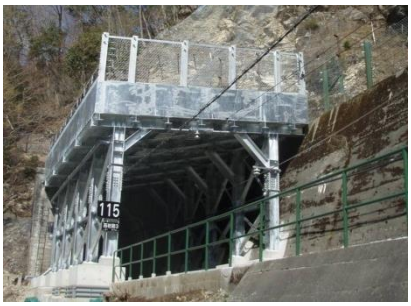

【落石覆い工】（提供：ＪＲ東海）

【土石流を検知するセンサー】（提供：ＪＲ東海）

・線路沿線のり面のコンクリート等による補強の実施

・雨量計や風速計を活用した適切な運転規制の実施

〇災害復旧訓練

・自然災害等により被災した設備を想定した復旧訓練を定期的に実施

【災害復旧訓練】（提供：ＪＲ東海）

⑤【しなの鉄道（株）】

しなの鉄道（株）は、北陸新幹線の開業に伴い、平成 27 年３月 14 日に従来のしなの鉄道線（19 駅、65.1km）に北しなの線（８駅、37.3km）を加え、営業距離 102.4km で年間 1,400 万人余の乗客が利用する長野県東北信地方の地域に密着した公共交通事業者です。

【図 5-2-2　しなの鉄道（株）路線図】（提供：しなの鉄道（株））

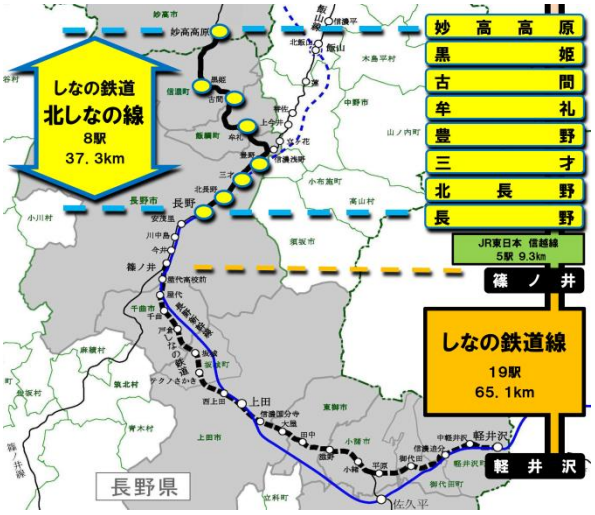

【ろくもん１１５系電車】
（提供：しなの鉄道（株））

しなの鉄道（株）では、大規模災害発生時においても、より高いレベルの安全運行体制を確立・維持するため、以下の安全対策を実施しており、今後も引き続き推進していく必要があります。

ア　安全意識の高揚と技術力の向上

日常業務や、新しい事柄に触れたときにふとしたことから「気づく力」と「考える力」を磨き、挑戦力を高めるために、訓練・研修を通じて取り組む必要があります。

【表 5-2-1　平成 26 年度訓練等の内容】（提供：しなの鉄道（株））

区分		回数等	具体的な活動内容
全体	しなの鉄道総合防災訓練	1回	局地的豪雨を想定し、救済列車の運転。列車からの避難誘導訓練及び設備復旧訓練、災害対策本部、現地対策本部、駅との情報伝達訓練
	飛来物除去訓練	1回	架線に付着した農業用マルチ等の除去訓練
	救急救命訓練	2回	怪我人等を想定した救命救助訓練
	サービス介助士資格取得講習	2回	サービス介助士の資格取得のための講習
部門別	指令業務研究会	12回	事例による実施基準、規程等の確認
	北しなの線勉強会（指令）	20回	北しなの線に関する異常時対応方法等
	ＣＴＣ手動扱い訓練（指令）	18回	緊急時に対応するためのCTC手動扱い訓練
	各種訓練（指令）	30回	補助制御盤訓練、PRC異常時対応訓練等
	駅業務訓練会（安全）	68回	制御盤扱い訓練、転てつ器鎖錠訓練、ポイント不転換対応訓練、踏切支障報知装置復帰訓練等
	運輸区指導訓練会	78回	運転士、車掌の全員を対象に月１回机上、現車訓練（機器の正し取扱い方、異常時対応等）
	北しなの線操縦訓練	18人	北しなの線の操縦訓練
	運輸区安全衛生委員会	12回	関係個所の安全点検、時期に合わせた予防衛生等
	技術センター安全衛生委員会	12回	他山の石の活用、傷害事故・運転事故防止重点実施計画とその実施状況の共有化
	列車脱線復旧訓練（運輸区）	1回	実際に車両を脱線させての載線復旧訓練
	MTT脱線復旧訓練	1回	MTTを使い、脱線時の復旧方法を確認
	基本力向上訓練（技術センター）	4回	異常時対応、遮断桿取替、踏切交通誘導訓練等
	各種訓練（技術ｾﾝﾀｰ）	12回	MC点検講習、断線復旧訓練、搬送装置検査方法教育等、北しなの線に関する教育
その他	鉄道総研技術講座	9回	新入社員のための鉄道技術概論、軌道管理、構造物、鉄道防災等の専門研修
	日本鉄道電気技術協会研修会	6回	電車線、信号通信技術等の専門研修

【お客様の誘導訓練】（提供：しなの鉄道（株））

【救助隊によるケガ人搬出の訓練】
（提供：しなの鉄道（株））

イ　災害警備計画

災害に即応できる体制を築くため、警備の方法、警備の種類、警備の基準、警備箇所、点検方法、連絡体制、復旧用部品等の在庫状況等について災害警備計画として北しなの線、しなの鉄道線それぞれ具体的に定めています。業務の中から得られた情報をもとに常に見直しを行い、特に警備箇所、連絡体制について常に最新のものに更新することにより、災害の予防及び災害が発生した場合の迅速な復旧を目指しています。

ウ　設備・車両の安全性の向上

乗降場改良工事や踏切敷板ゴム化工事、踏切支障報知装置、特殊信号発光機といった安全に関する設備の整備等による安全性の向上をはじめ、災害に対する安全対策として防災情報システムを導入し、沿線に設置された雨量計、地震計、風速計、水位計等から収集された情報を指令に集め、規制値に達すると速度規制、運転中止等必要な措置を講じています。

【図 5-2-3　防災情報システムイメージ】（提供：しなの鉄道（株））

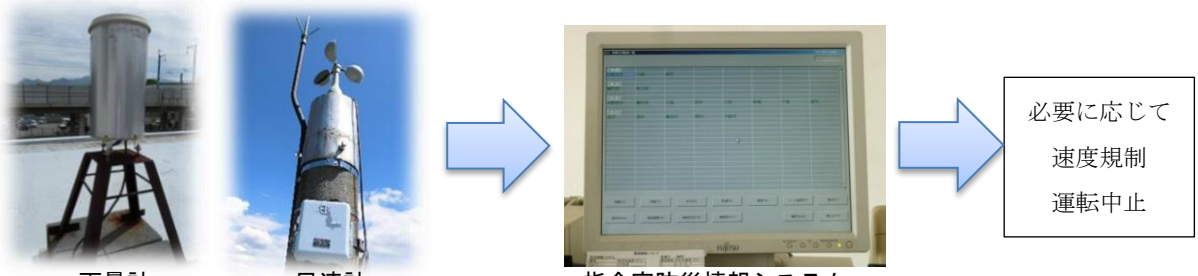

雨量計　風速計　指令室防災情報システム

（道路の代替性の確保）

⑥　基幹的交通の分断の態様によっては、代替機能が不足することが想定され、広域的な支援に支障が出るほか、復旧・復興が遅れるため、幹線道路ネットワークの適切な代替性の確保や災害時における関係機関相互の連携を図る必要があります。

【図 5-2-4　整備事例（伊那木曽連絡道路）　】　（長野県道路建設課）

災害に強いネットワーク形成

国道 19 号が通行止めになった際は、伊那木曽連絡道路が代替路としての役割を果たします。

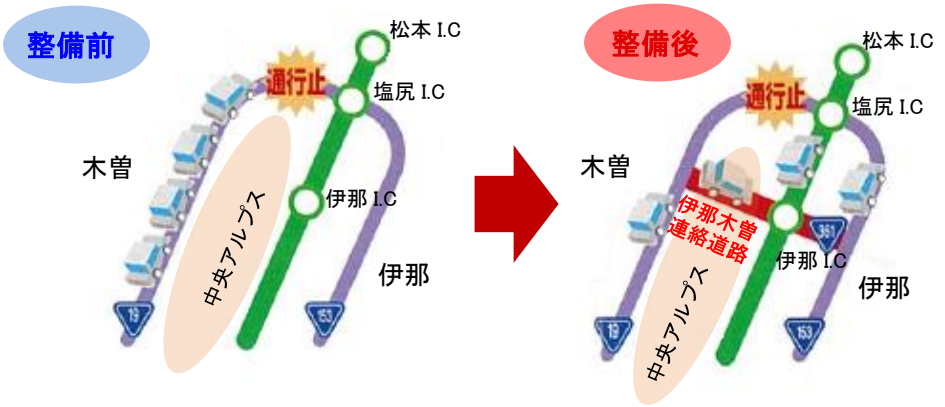

（道路の維持管理）

⑦　日常・定期点検等により現状を的確に把握し優先度付けを行ったうえ、道路の維持管理をより効率的に実施し、安全安心な道路環境を確保する必要があります。

【図 5-2-5　道路施設の老朽化状況】　（長野県道路管理課）

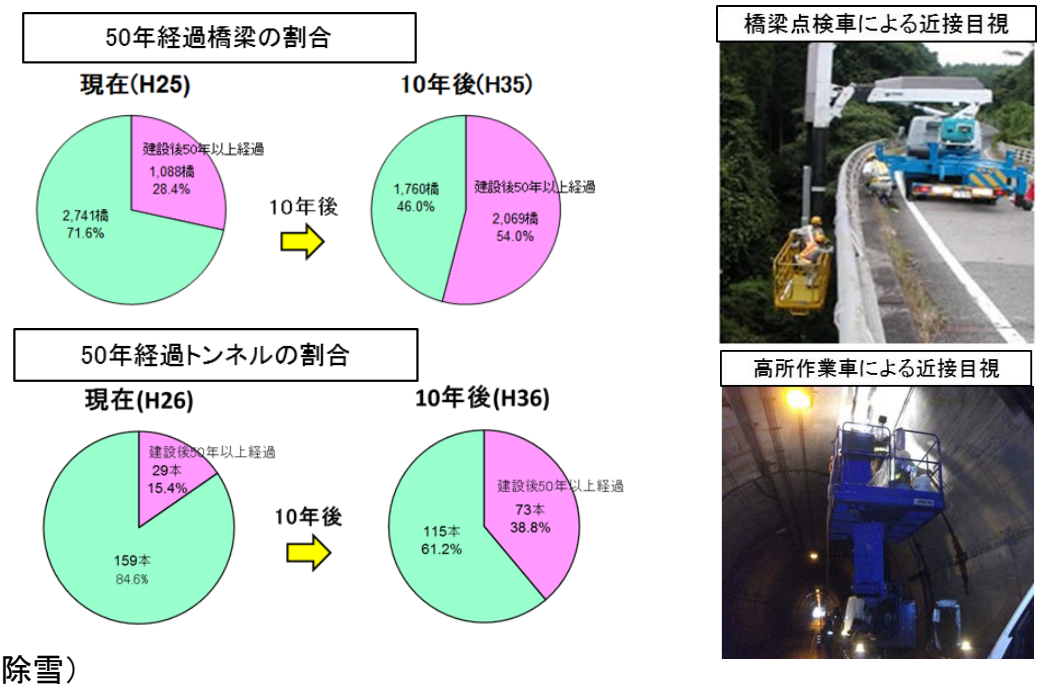

（除雪）

⑧　降雪期において、県管理道路の除雪及び凍結防止剤散布を効率的に実施し、冬期間の安全で円滑な道路交通を確保する必要があります。

【図 5-2-6　除雪体制イメージ図】　（長野県道路管理課）

（提供：長野県道路管理課）

２【施策】

（高速道路）

①【ＮＥＸＣＯ東日本】

広域災害が発生した際の自衛隊など進出機関の進出拠点となる休憩施設の防災機能強化や、被害状況の早期把握など情報収集と伝達の強化、図上訓練の実施など災害対策強化に取り組みます。また、大雪時の通行止めによる影響を最小化するために、除雪車両の増強や事前配置、除雪作業の支障となる滞留車両の早期排除、お客さまへの情報提供の拡充、関係機関との連携強化などに取り組みます。

高速道路の永続的な健全性を確保に向けて、大規模更新・大規模修繕の着実な実施に取り組んでいきます。また、長期的な道路インフラの安全・安心の確保に向け、ＩＣＴ（情報通信技術）や機械化等を行い、これらが技術者と融合した総合的なメンテナンス体制を構築するＳＭＨ（ｽﾏｰﾄﾒﾝﾃﾅﾝｽﾊｲｳｪｲ）構想を推進します。

【図 5-2-7　ＳＭＨ構想の実現イメージ図】　（提供：ＮＥＸＣＯ東日本）

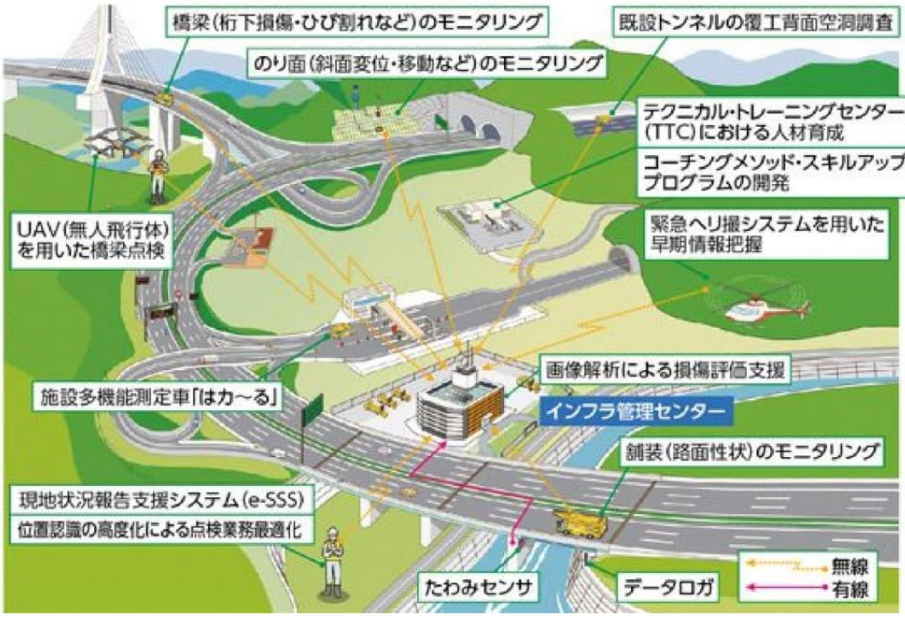

▲道路性状測定車

▲無人飛行体(UAV)

【関係機関との連携訓練】（提供：ＮＥＸＣＯ東日本）

②【ＮＥＸＣＯ中日本】

(1)道路構造物の大規模更新・大規模修繕の実施

平成 27 年(2015 年)3 月 25 日付で国土交通大臣から大規模更新・大規模修繕の実施について、道路整備特別措置法に基づく事業許可を受けました。平成 27 年

度(2015 年度)から事業の具体的な進め方を検討し、また、関係機関と連携しながら大規模更新・大規模修繕事業を進めていきます。

▶工事の概要(床版取替え)

▶対面通行規制のイメージ

大規模更新の実施イメージ
（床版取替え工事）
鉄筋コンクリート床版をより耐久性が高いプレストレストコンクリート床版に取替えます。対面通行規制により片側ずつ取替えることで、工事による交通への影響を軽減します。

(2) 重量超過等違反車両の取締り強化

高速道路の構造物の劣化に多大な影響を与え、交通安全上重大な事故に繋がる恐れのある重量超過など車両制限令に違反する車両に対して、専門の取締り部隊による取締りや、常習違反者への「講習会」、「大口多頻度割引」の割引停止などを実施し、違反車両の撲滅に取り組んでいます。今後は、重大な違反者への「積荷の軽減」「通行の中止」などを命じる措置や、車両重量を自動計測する装置を用いた常時取締りなどの取締りの強化に取り組みます。

重量超過車両の取締り状況(重量測定)

重みでタイヤが
つぶれている状況

(3) 災害時の緊急輸送路確保

災害対策基本法の一部改正を受け、大規模地震や大雪等の災害時に緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両を移動させる対策を強化しています。平成 26 年(2014 年)12 月の岐阜県を中心とした豪雪時に、同法を高速道路において初めて適用し、立ち往生車両 71 台を移動することにより、通行ルートの早期確保や、緊急救援車両の通行支援に努めました。

立ち往生車両を移動する状況

(4) 荒天時の通行確保

平成 26 年(2014 年) ２月の関東・甲信地方の記録的な豪雪を受け、出控えを推奨する事前広報の拡充、雪道の安全走行への啓発活動の充実、除雪車両の事前配置の強化やロータリー除雪車の増強、位置情報システムの導入による効率的な運用

（提供：ＮＥＸＣＯ中日本）

など除雪体制の強化、関係機関との連携強化などに取り組み、大雪などの荒天時における円滑な通行の確保に努めています。

(5) 特殊橋梁の耐震補強

大規模地震発生時において、緊急輸送路を確保した後、本復旧が容易となるよう、特殊橋梁の更なる耐震補強工事を進めていきます。

（鉄道）

③【ＪＲ東日本】

ＪＲ東日本は、変わらぬ使命として「『究極の安全に向けて』～災害に強い鉄道づくり～」を第一に掲げ、不断の努力を続けます。東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震などを想定した地震対策にハード・ソフト両面から取り組み、「災害に強い鉄道づくり」に邁進します。

・大規模地震への対応

ア）耐震補強対策などの推進　イ）災害発生時における救助救命

・自然災害・異常気象への対応

・安全を守る仕組み・体制の充実　　など

④【ＪＲ東海】

ＪＲ東海では、自然災害による事故の防止を安全対策の重要な柱の１つとして位置づけ、様々な対策を実施しています。また、正常運行が阻害される事象となった場合においても、その影響を最小限にするため各種訓練や施策を実施しています。引き続き、これらの対策を継続します。

⑤【しなの鉄道（株）】

しなの鉄道（株）は、安全・安定輸送実現のため、年度ごと安全計画を定め取り組んできました。平成 27 年３月に開業した北しなの線は、しなの鉄道（株）にとって初めて経験する単線であるとともに、地形的にも厳しい線区であることなどを踏まえ、万全の体制をもって、安全・安定輸送の実現を目指します。

(1) 更なる安全管理体制の強化

(2) 北しなの線の安全・安定輸送のための取り組み強化

(3) 施設・設備等の維持更新、安全性向上

(4) 自然災害への取り組み強化

(5) 事故発生時の迅速な対応

これらを実現するため、「運転事故防止重点実施計画」及び「傷害事故重点実施計画」に基づいて計画的に実施するとともに、毎月実施している安全推進委員会でチェック・修正し、社内で水平展開することにより、安全性の向上に努めます。

（道路整備）

⑥　県は、新幹線駅や高規格幹線道路等と県内の主要都市とのアクセス機能を向上させる道路の整備、及び新幹線駅や高規格幹線道路等と県内の主要都市とのアク

セス機能を向上させる道路の整備に向けて取り組みます。高速交通網や鉄道駅、生活圏を結ぶ幹線道路の整備を推進します。

（道路の維持管理）

⑦　平成 24 年 12 月の中央自動車道「笹子トンネル」の天井板落下事故以降、国交省は点検基準の法定化のための道路法改正を平成 25 年 6 月に行い、5 年に 1 度近接目視による定期点検実施についての省令の交付、施行を順次、実施してきています。

上記を踏まえ、県は、県で管理しているトンネルや橋梁、シェッド（洞門）の近接目視による点検を平成 30 年度までに実施するとともに、技術職員が少ない市町村に対して、「長野県道路メンテナンス会議」を通じて、定期点検が滞ることなく実施できるよう支援をしていきます。

（除雪）

⑧　県は、国、市町村、警察及びその他関係機関と情報共有及び連携を図りながら、降雪期において県管理道路の除雪及び凍結防止剤散布を効率的に実施し、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保を実施します。

具体的には、平成 26 年２月大雪災害経験を踏まえ、関係機関と「除雪連絡会議」を設置し連携して迅速な対応、事前に除雪優先路線を設定し大雪災害時に優先した除雪、交通規制時の誘導方法等警察と連携し滞留車両の発生を抑止します。

３【数値目標】

指　標	現状	目標	備考
県内高規格幹線道路の供用延長	331km (H23)	349km (H29)	再掲
震災対策緊急輸送路にある道路斜面等の要対策箇所の対策率	52% (H23)	100% (H32)	再掲
5 年以内に修繕が必要な施設	－	橋梁 264 橋 トンネル 43 本 法面 56 箇所 シェッド 3 か所 舗装 MCI 5.0 以上を維持	

起きてはならない最悪の事態

５－３　食料・飲料水等の安定供給の停滞

１【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（備蓄、物資の供給）

①　広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村の備蓄だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、県は市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努める必要があります。

　また、被災地域における食料調達が困難となった場合、避難所等に緊急用食料や米穀等の物資を供給する必要があります。

【図 5-3-1　県の備蓄】　（長野県危機管理防災課）

災害時に、食料等の入手が困難

↓

県は、３３，０００食の備蓄

被災者ニーズに合った流通備蓄の確保

【表 5-3-1　長野県が締結する物資調達等に関する協定】　（長野県農業政策課、産業政策課）

協定締結先	主な調達物資
米穀卸売業者（12 者）	米
ＪＡグループ	食料・日用品等
コンビニ・食品事業者（４者）	食料・日用品等
流通業者団体（10 団体）	食料・日用品等
その他の事業者（３者）	食料・水等

※ 米の調達については、農林水産省「米穀等の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく政府所有米穀の調達も可能

【表 5-3-2　H23 以降に災害救助法に基づき避難所が開設された災害への対応】

年度	災害	調達物資	
H23 年	長野県北部地震	食料（78,530 食）	物資調達等に関する協定
H26 年	大雪災害	食料（2,000 食）	〃
H26 年	南木曽町土石流災害	食料（2,500 食）	〃
H26 年	長野県神城断層地震	食料（7,738 食）	〃

（農産物の安定生産）

②　地震等の発生に伴い、農地や農業用施設が被災し、農産物の生産能力が低下する可能性があります。農業用施設の長寿命化、耐震対策により、農業用水を安定確保するとともに、農地の条件整備を計画的に進め、農産物の安定生産を図る必要があります。

【上田農水頭首工：上田市】

（基幹的農業水利施設）

③　地震等の発生に伴い、被災した農業用施設の位置や構造等を確認できず、復旧（機能回復）に時間を要することが懸念されるため、個別施設毎の整備状況等を整理しておく必要があります。

　また、「機能保全計画」に基づいて、基幹的農業水利施設の長寿命化を計画的に進める必要があります。

【図 5-3-2　長寿命化のイメージ図】　（長野県農地整備課）

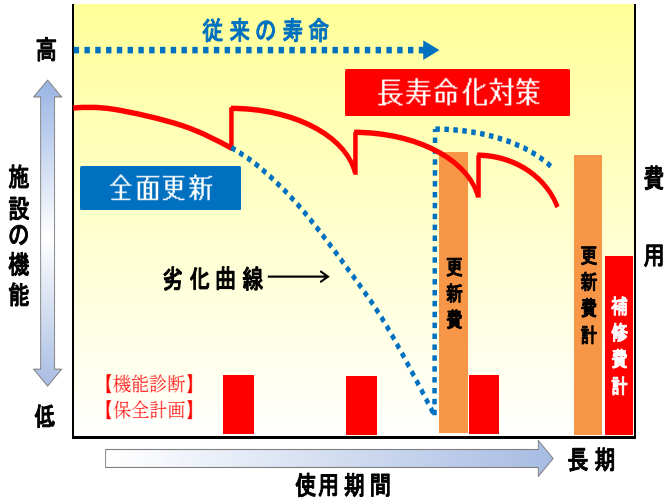

【四ケ堰：塩尻市】

昭和30～50年代に建設された用水路は、老朽化により亀裂や破損が生じ、通水機能が低下

２【施策】

（備蓄、物資の供給）

①　食料や飲料水の供給が停滞した場合に備え、県民、市町村、県はそれぞれの役割のもとに備蓄を推進します。特に食料の備蓄は以下のとおりです。

　県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、日本全国から物資を集積できる体制が整うような者と協定を進め、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努めます。

　県は、災害時に円滑な物資の調達を行うため、協定締結団体・事業者との情報

交換や緊急連絡先の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の見直しを行うなど、連携体制の強化を図ります。

県民の皆様へ

県民の皆様は、最低でも３日間、可能な限り１週間は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保してください。

市町村は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画で定め、食料の備蓄を実施します。

協定締結団体・事業者は、災害発生時に迅速な対応ができるよう、日頃から初動対応の確認や供給体制の確保等に努めてください。

（農業生産基盤の整備と生産・流通の確保）

②　県は、農業用施設の位置や構造等を確認できるよう、施設管理者等による個別施設毎の長寿命化計画等の策定を支援します。

県は、基幹的農業水利施設に係る耐震診断を推進するとともに、施設管理者（市町村・土地改良区）が行う耐震強化の取組に対して支援します。

また、災害に強い農業生産基盤を目指し、計画的に農地の条件整備を進めます。

さらに、平時から、直売所の活用などにより、地域内における農産物の生産・流通の取組を進めます。

（農業水利施設等の維持・補修と長寿命化）

③　県では、基幹的農業水利施設について詳細に機能診断し、長寿命化のための機能保全計画を策定するとともに、緊急性の高い路線は順次対策工事を実施し、財政負担を平準化しつつ施設の保全を図ります。

県民の皆様へ

県民の皆様は、施設の監視を実施してください。

民間事業者は、能力の高い技術者を育成するとともに、適切な機能診断や保全計画の策定ができるような態勢を整えてください。

３【数値目標】

指　標	現状	目標	備考
耐用年数を迎える基幹的農業水利施設（315km）の更新延長	26.7% [84km] (H26)	35.2% [111km] (H29)	
基幹的農業水利施設（1,193km）の「機能保全計画」の策定延長	52.0% [620km] (H26)	55.2% [658km] (H29)	
水田整備率（区画 20a 以上）	52.2% (H22)	54.9% (H29)	

第６節　二次的な被害の防止

起きてはならない最悪の事態

６－１　土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

１【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（土石流、地すべり）

①　地震等などの大規模災害発生後には、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生の危険性が増大します。

　また、火山噴火発生後は、堆積した火山灰が降雨や融雪に伴い土石流化し、下流域に被害を及ぼす危険性があります。

　二次災害の発生を抑制するためには、応急対策工事の実施や警戒避難体制の早期構築が重要です。また、土砂災害の危険箇所等を点検し、二次災害発生の危険性があるかを確認する必要があります。

（緊急対応）

②　大規模災害発生時には、土砂災害防止法により、河道閉塞、火山噴火等が発生した場合は国土交通省が、地すべりが発生した場合は県が、被害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を実施します。

　また、二次災害発生の危険性のある土砂災害の危険箇所等の点検を的確かつ迅速に実施する必要があり、国土交通省、砂防ボランティア協会等と連携し対応します。

【二次災害発生防止のための応急工事】
御嶽山火山噴火に伴う土石流に備え
砂防堰堤の除石を実施（木曽町湯川）

【国土交通省 TEC-FORCE による危険箇所調査】
神城断層地震発生後の国土交通省 TEC-FORCE による姫川砂防事務所管内土砂災害危険箇所調査状況

【図 6-1-1　御嶽山における降灰後の土石流に関するシミュレーション計算結果】

湯川、白川、濁沢川における土石流シミュレーション結果（全体）

平成 26 年 9 月の御嶽山噴火後、土砂災害防止法に基づく緊急調査が国土交通省により実施され、降灰後の土石流に関するシミュレーション結果が公表された。
これにより関係市町村は影響範囲に対して、二次災害に対する警戒避難体制を構築している。

２【施策】

（土石流、地すべり、火山噴火）

①　大規模災害が発生した場合には、土石流、地すべり、火山噴火などの土砂災害による二次災害発生に備え、国土交通省、市町村等と連携し、迅速に応急対策工事の実施と、警戒避難体制の早期構築を実施します。

　また、地震発生後は地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生する可能性があります。このため、震度５強以上の震度を観測した市町村については、長野地方気象台と協議の上、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

（調査点検）

②　河道閉塞のように重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、国又は県は、土砂災害防止法に基づき、被害の想定される範囲及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を市町村に通知し、一般に周知を図ります。

　また、地域の学識経験者や、国土交通省の専門家及び TEC-FORCE による調査、砂防ボランティア協会等との協力体制により、大規模災害発生後の二次災害発生の危険性のある土砂災害の危険箇所の点検を速やかに実施します。

コラム　TEC-FORCE（テックフォース）

国土交通省　北陸地方整備局
「ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ」から引用

TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）とは

・TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）とは、被災した地方公共団体等の災害対応を支援する、国土交通省の組織です。
・TEC-FORCEは、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地方自治体からの要請に基づき迅速に出動し、被災状況の迅速な把握、被害の発生・拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を行うものです。

◆TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の創設

※ 平成20年５月創設

○地震、水害・土砂災害等から　国民の生命と財産を守ることは国の基本的責務です。
○地球温暖化等による災害リスクの増大に対し、人員・資機材の派遣体制等の充実を図り、危機管理体制を強化することを目的としています。

従来
●国による緊急支援はその都度体制をとって対応。

現行
●あらかじめ職員をＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ隊員として任命するなど、事前に人員・資機材の派遣体制を整備し、迅速な活動を実施します。

活動内容
●被災状況の迅速な把握
●社会基盤施設の早期復旧
●二次災害の防止

◆TEC-FORCE の班編制と活動内容

□リエゾン班
被災直後から、先行的に被災自治体へ派遣し、被災状況や被災自治体の支援ニーズを把握し、整備局等の災害対策本部に伝達するほか、整備局からの情報提供を行う等自治体の早期復旧を支援します。

リエゾン（現地情報連絡員）
※リエゾン（liaison）：フランス語で「組織間の連絡、連携」

□先遣班
被災状況をいち早く把握するために、ヘリコプターや車両により、先行的に調査し、応援・支援の必要性や規模を把握のうえ、派遣元の地整へ報告します。

□現地支援班
現地の緊急災害対策各班及び被災地整等災害対策本部との連絡調整、災害情報、応急対策活動状況等の情報収集、現地支援センターとしての被災地の支援ニーズの把握等をおこないます。

□情報通信班
衛星通信車、Ｋｕ－ＳＡＴⅡ（衛星小型画像伝送装置）、照明車を派遣して、被災状況の映像を配信します。

□高度技術指導班
河川、砂防、海岸、道路、港湾等の所管施設について、特異な被災事例等に対する技術指導、被災施設等の応急措置及び復旧方針樹立の指導をおこないます。

□被災状況調査班
（災害対策用ヘリ）
災害対策用ヘリにより、被災状況を把握します。
（現地調査班）
踏査等により、河川、砂防、海岸、道路、港湾等の所管施設の被災状況を調査します。

□応急対策班
湛水箇所のポンプ排水、二次災害の危険がある箇所の土砂の撤去や応急仮締め切り、応急組立橋や資材を用いた迂回路の設置等をおこないます。

リエゾン班

先遣班

現地支援班

情報通信班

高度技術指導班

被災状況調査班

応急対策班

起きてはならない最悪の事態

６－２　ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

１【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（避難等）

①　規模が大きいため池等について、万一の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じることができるよう、情報連絡体制の整備やハザードマップの作成、多面的機能支払事業等を活用した地域活動による保全管理体制の強化を迅速に進める必要があります。

（農業用ため池の改修）

②　老朽化による堤体の変形や漏水、洪水吐の能力不足、取水施設の損傷等、安全性が危惧されるため池について、計画的に改修を進める必要があります。

ため池の老朽化が進み、波除護岸にクラックが発生している。

（農業用ため池の耐震化）

③　地震等の災害によりため池の損壊を防止・軽減するため、農業用ため池の耐震対策を迅速かつ集中的に進め、地域住民の安全を確保する必要があります。

【表 6-2-1　耐震点検の状況（ため池数）】　（長野県農地整備課）

区　分	H24	H25	H26	H27（見込）	計
県	22	20	4	12	58
市町村	1	36	13	5	55
計	23	56	17	17	113

【表 6-2-2　耐震点検の結果（ため池数）】　（長野県農地整備課）

年度	耐震対策不要	耐震対策必要	さらに詳細な検討が必要	計
H24	21	2	－	23
H25	31	24	1	56
H26	6	9	2	17

（県有ダム施設）

④　県が管理するダム施設については、国土交通省が定めた「河川管理施設等構造令」などの法令に基づき耐震設計（レベル１地震動）を行っており、地震に対して十分な安全性を有しています。

【県企業局管理の湯の瀬ダム（長野市）】

平常時においては、ダムの状況を観測して常時監視するとともに、ダム近隣で震度４以上の地震が観測された場合やダムに設置した地震計で大きな揺れを観測した場合には、直ちにダム及び周辺の状況の点検を行い、ダム施設の損傷の有無を確認する必要があります。

ダム設備の信頼性や安全性を確保するため、ダムの長寿命化計画等を策定し、効率的・効果的な設備修繕や更新を実施していく必要があります。

さらに、想定される最大級の地震が発生した場合（レベル２地震動）でも、２次災害を生じさせるようなダムの損傷や機能不全が生じないことを確認するため、耐震性能照査の実施も検討する必要があります。

２【施策】

（ため池等の防災・減災対策（ソフト対策）の促進）

①　県は、ため池等の万一の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じることができるよう、ハザードマップの作成等の防災・減災対策を促進します。

県民の皆様へ

県民の皆様は、ハザードマップを活用し、ため池等の損壊時の行動を地域全体で共有を図ってください。

（ため池等の防災・減災対策（ハード対策：老朽化対策）の推進）

②　県は、老朽化による堤体の変形や漏水、洪水吐の能力不足、取水施設の損傷による漏水等、安全性が危惧されるため池について、下流域への被害を未然に防止するために計画的に改修を実施します。

（ため池等の防災・減災対策（ハード対策：耐震対策）の推進）

③　県は、市町村・ため池管理者と連携してため池の耐震点検を実施し、耐震対策が必要と判断されたため池について、平成 29 年度までに迅速かつ集中的に耐震対策を実施します。

また、耐震対策着手前の応急対策として、ため池管理者と低水位管理の検討を行います。

（県有ダム施設）

④　県が管理するダム施設については、地域の安全・安心に支障とならないように、適切な施設点検を行うとともに、ダム近隣で震度４以上の地震が観測された場合やダムに設置した地震計で大きな揺れを観測した場合には、直ちにダムの臨時点検を行います。

ダム設備の信頼性や安全性を確保するために、ダム長寿命化計画を平成 29 年度までに策定し、この計画に基づく、効率的・効果的な設備修繕や更新を実施していきます。

ダムの耐震性能照査については、建設部所管ダムでは、浅川ダム（建設中）で実施しており、また、アーチ式という特徴のある構造をもつ裾花ダムでは平成 27 年度に実施します

県企業局が管理するダム（高遠、菅平、湯の瀬ダム）における耐震性能照査を平成 28 年度までに実施します。

【耐震性能調査を実施した企業局管理の高遠ダム：伊那市】

３【数値目標】

指　標	現状	目標	備考
耐震性点検により耐震対策が必要となった農業用ため池（35 箇所）の管理体制の整備強化箇所数	0 箇所 （H24）	35 箇所 （H29）	H24～27 年度の耐震性点検に基づき実施
耐震性点検により耐震対策が必要となった農業用ため池（35 箇所）の耐震化着手箇所数	0 箇所 （H24）	35 箇所 （H29）	
農業用ため池（県内 1,939 箇所）における老朽化等に対応した改修箇所数	76 箇所 （H14～24 整備箇所）	124 箇所 （H29）	
建設部管理ダムの長寿命化計画策定数	４ダム （H26）	16 ダム （H29）	
県企業局管理ダム（３箇所）におけるレベル２地震動に対応した耐震性能照査の実施箇所数	１箇所 （H26）	３箇所 （H28）	再掲

起きてはならない最悪の事態

６－３　有害物質の大規模拡散･流出

１【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

①　県内の危険物施設（製造所、貯蔵所及び取扱所）においては、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要があります。

【表 6-3-1　県内の施設数（完成検査済証交付施設）】（長野県消防課）

区　分		施設数				
		H23. 3. 31	H24. 3. 31	H25. 3. 31	H26. 3. 31	H27. 3. 31
製造所		16	18	17	16	16
貯蔵所	屋内貯蔵所	1, 024	1, 008	994	981	967
	屋外タンク貯蔵所	1, 246	1, 196	1, 171	1, 140	1, 112
	屋内タンク貯蔵所	250	240	234	231	227
	地下タンク貯蔵所	6, 408	6, 184	5, 916	5, 643	5, 470
	簡易タンク貯蔵所	37	36	35	34	34
	移動タンク貯蔵所（ﾀﾝｸﾛｰﾘｰ、ｾﾐﾄﾚｰﾗ等）	2, 075	2, 058	2, 026	1, 972	1, 981
	屋外貯蔵所	179	169	166	156	144
	（小　計）	11, 219	10, 891	10, 542	10, 157	9, 935
取扱所	給油取扱所（ｶﾞｿﾘﾝｽﾀﾝﾄﾞ等）	1, 875	1, 820	1, 747	1, 698	1, 653
	販売取扱所	36	34	34	33	29
	移送取扱所（ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ）	1	1	1	1	1
	一般取扱所（上記取扱所以外）	1, 566	1, 533	1, 516	1, 488	1, 479
	（小　計）	3, 478	3, 388	3, 298	3, 220	3, 162
合　　計		14, 713	14, 297	13, 857	13, 393	13, 113

※　指定数量（危険物の危険性を勘案して政令で定められた数量:ｶﾞｿﾘﾝ 200ℓ、灯油 1, 000 ℓ 、重油 2, 000 ℓ等）以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所に区分されている。

２【施策】

①　県は、危険物関係業界・団体、消防機関やその他の関係機関等と連携し、長野県危険物安全大会等の機会を通じて、日頃からの危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進します。また、関係機関が連携・協力し危険物施設の事故防止を図るため情報交換等を行う「長野県危険物事故防止連絡会」を開催し、県内各地での危険物取扱者保安講習開催により、危険物規制の趣旨、危険物施設の保安管理等について、危険物取扱者に周知徹底を図り、危険物取扱者の資質の向上を図ります。

改修が義務付けられている腐食の恐れの高い地下タンク等への対応策の一つとして、消防本部を通じ、設置者に対して中小企業融資制度資金「新事業活性化資金」の活用等により、改修の継続指導を実施します。

危険物施設の保安確保のためには、定期的な点検の実施による施設の適切な維持管理、危険物を取り扱う方々に対する安全教育の実施など、事業所に対する自主保安体制の確立と合わせ、一般家庭からの危険物の漏洩防止のため、次の事項を徹底していただく必要があります。

県民の皆様へ

（１）危険物施設

ア　法令に基づく定期点検を確実に実施するとともに日常点検を励行し、異常の早期発見に努め、一定期間ごとに機能試験や部品交換を行うなど、日頃から適切な維持管理に努めてください。また、油水分離槽についても定期的な清掃を行ってください。

イ　予防規程の策定が義務づけられている事業所にあっては、実効性のある予防規程を策定してください。

ウ　派遣社員、アルバイトを含む全ての従業員に対し、安全教育を徹底してください。

エ　移動タンク貯蔵所から地下タンク貯蔵所等他のタンクに注油する際は、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者だけではなく、注油される施設の危険物取扱者も必ず立ち会い、注油前にタンクの油種、残量を確実に確認するとともに、過剰注油の防止を図ってください。

オ　危険物の流出や流出の恐れ等、施設に異常が発生した場合は、被害拡大防止措置を行うとととともに、速やかに消防機関等に連絡を行ってください。

（２）少量危険物施設

ア　施設の設置にあたっては、しっかりした地盤に固定して設置し、周辺環境（落雪等）がタンクや配管に影響を与えない場所を選定してください。また、防油堤を設置して適切な管理を行うとともに、被害拡大につながる水路の近くには設置しないようにしてください。

イ　定期的に（小分けの際などに）、配管やゴムホース等の腐食・劣化がないか点検するとともに、漏れがないか残量の確認を行ってください。

ウ　業者が配送に来たときは、できる限り注油作業に立ち会い、自ら小分けする際にはその場を離れないようにしてください。また、作業後はバルブを完全に閉鎖したことを確認してください。

エ　灯油等を運搬する際には、容器が転落、転倒、破損しないように積載してください。

オ　流出事故を覚知したときは速やかに消防署、市町村（役場等）へ連絡してください。

起きてはならない最悪の事態

６－４　農地・森林等の荒廃

１【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（農地・農業水利施設等）

①　農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させるため、農地・農業水利施設等を適切に保全管理する必要があります。

【表 6-4-1　多面的機能を維持･発揮するための活動面積の推移】（長野県農地整備課・農村振興課）

（単位：ha）

項　　目	H26	H27（予定）	H29（目標）
合計（①+②-③）	33,787	39,640	50,000
①多面的機能支払交付金	25,300	32,005	42,700
②中山間地域等直接支払交付金	9,927	9,985	10,000
③重複面積	1,440	2,350	2,700

（水路の泥上げ　提供:古海ほ場環境保全の会：信濃町）

（森林）

②　山崩れ、土石流等の山地災害による被害を軽減するために、間伐を推進し、森林の土砂災害防止機能を一層向上させるなど、治山事業による「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。

【図 6-4-1　「長野県森林づくりアクションプラン」に基づく間伐等の推移】

（長野県森林づくり推進課）

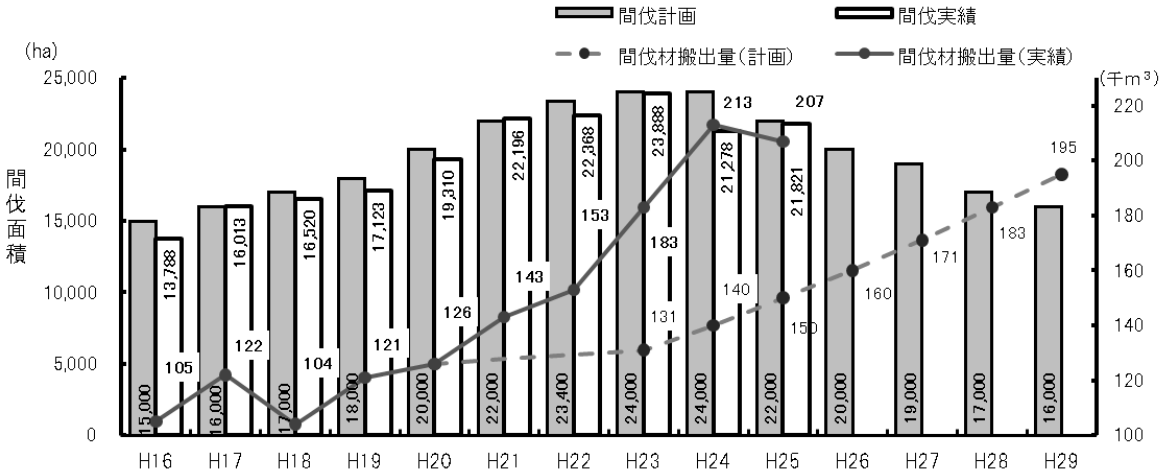

森林整備の実施状況

２【施策】

（農山村の多面的機能の維持と環境保全）

①　県は、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等が共同して取り組む地域活動や地域資源（農地・水路・農道等）の保全管理を行うための活動組織の立ち上げや体制づくりを支援します。

県民の皆様へ

県民の皆様は、多面的機能支払事業や中山間地域等直接支払事業等を活用し、洪水防止や土砂流出防止など国土保全機能を有する農地や農業水利施設等の施設の持続的な保全管理に取り組んでください。

（森林）

②　県は、長野県森林づくり県民税も活用しつつ、「長野県森林づくりアクションプラン（平成 23 年 7 月策定）」に基づき、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、間伐を中心とした森林づくりを計画的に進めます。

　また、木材の利用が森林の適正な整備に寄与し、県土の保全等の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進します。

　県は、治山事業により、森林の土砂災害防止機能を向上させる「災害に強い森林づくり」を推進します。

３【数値目標】

指　標	現状	目標	備考
地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積	22,484ha (H22)	50,000ha (H29)	
民有林の間伐面積		184,000ha (H32)	
民有林の間伐材搬出量		238,000 ㎥/年 (H32)	
周辺森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数	56 集落 (H23)	470 集落 (H29)	再掲
重要な施設を保全対象とする長寿命化対策がされた治山施設数	41 施設 (H25)	57 施設 (H29)	再掲
重要な施設を効率的に保全するために必要な山地災害危険度情報の整備率	0% (H25)	100% (H29)	再掲

起きてはならない最悪の事態

６－５　観光や地域農産物に対する風評被害

１【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（風評被害）

①　大規模自然災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生し、インターネット等により拡散する場合があります。そのため、国内外に正しい情報を発信するとともに、プロモーション支援等の適切な対応を実施する必要があります。

　また、農産物の風評被害を防止するためには、平時から農業者と消費者の顔の見える関係を構築しておくことも有効です。

【写真：御嶽山噴火後の「御嶽はくさい」の出荷作業】
　噴火による降灰はわずかであり品質に影響はなかったが、「御嶽はくさい」のブランド維持のため、産地の判断で一玉ずつ洗浄し、通常よりも外葉を１～２枚多く剥がして出荷した。自主的に規格を下げて出荷することとしたが、廃棄することなく全て出荷することができた。

（提供：木曽農業改良普及センター）

２【施策】

（風評被害）

①　県は、国・市町村・各種団体等と連携し、ホームページ等を通じて災害に関する状況を国内外に正確に発信することにより、風評被害の防止に努めます。

　また、実際に風評被害が発生している場合は、地域が被害を軽減するために行うプロモーション支援等の適切な対応を実施します。

　報道機関は、被害の有無や程度などを適切に発信するよう協力をお願いします。

県民の皆様へ

　県民の皆様は、公的機関等からの信頼できる情報を入手することにより、災害の影響のない地域への旅行の自粛や、農産物の買い控えといった風評被害につながらないよう、冷静な判断に努めてください。

【図 6-5-1　情報発信の例】

【観光プロモーションの様子】

起きてはならない最悪の事態

６－６　避難所等における環境の悪化

１【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（避難所）

①　県、市町村、住民がそれぞれの役割において食料等の物資の備蓄の確保に努め、避難所等における環境の悪化を防止するとともに、災害時の避難所運営がスムーズに進められるよう、市町村や地域住民は避難所の運営についての取り決め等を事前に定め、研究しておく必要があります。特に、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍県民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦などの災害対応能力の弱い要配慮者や女性に対する配慮が必要です。

【図 6-6-1　県の取組】　（長野県危機管理防災課）

避難所における良好な生活環境の確保

↓

避難所における日用生活品の備蓄推進
プライバシーウォール、マルチルーム

避難所運営マニュアル策定の推進
策定済市町村　１８　(H26.3)

（避難者の健康状態）

②　長引く避難所生活は、心身のストレス等により、健康状態の悪化が懸念されます。市町村、県が連携して避難所における避難者の健康状態の悪化を防止する必要があります。

２【施策】

（避難所）

①　県は、東日本大震災の教訓を踏まえ避難所における良好な生活環境確保のため、避難所における日用生活品の備蓄を推進するとともに、被災者ニーズにあった環境整備を推進します。

　特に災害対応能力の弱い要配慮者に対し、プライバシー確保のための簡易間仕切りや避難ルーム等の備蓄推進や、外国籍住民・旅行者の被災支援に対応する通訳ボランティアとの連携（災害時多言語支援センターの設置協力）、外国籍県民対象の防災リーダーの養成などを推進します。また、災害情報や避難情報を県公式ホームページにおいて手話動画で発信するなど、ろう者が災害に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、手話を用いた情報発信に努めます。

県は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（H25.8　内閣府）に基づき、市町村が避難に関する対策を事前に進めていく上での体制づくりや自主防災組織等を対象にした研修会を開催する際の手引きとして、また地域住民自らが、地域の避難所の開設・運営マニュアルの作成に取り組む際の参考資料として「避難所マニュアル策定指針」（平成 14 年度策定、平成 23 年度改定）を策定しました。これらを活用して市町村や地域住民等における「避難所運営マニュアル」の策定推進を行います。

県民の皆様へ

県民の皆様は、長引く避難所生活において、多くの住民が集まる避難所の環境を維持・改善するため、互いに助け合い、要配慮者に配慮しながら、掃除や食料配布等の避難所の運営に協力してください。

（保健師等の派遣）

②　県は、被災地の市町村等と連携し、必要な保健師等の派遣を行い、避難者の心身の健康支援を行います。

３【数値目標】

指　標	現状	目標	備考
災害対策用備蓄の確保（避難ルーム等）	400 張	現状を維持	

コラム　コミュニケーション支援アプリ

～UDトーク～

【ShamrockRecords 株式会社　株式会社プラスヴォイス　株式会社アドバンスト・メディア】

UD トークはコミュニケーションの「UD＝ユニバーサルデザイン」を支援するためのアプリケーションです。スマートフォンなどにインストールし、1 対 1 の会話から多人数のミーティング・会議まで、使い方次第で幅広く様々な方とのコミュニケーションに活用することができます。

「音声認識」「キーボード」「手書き」の3つの方法を使って、アプリやパソコンへリアルタイムに文字情報を送り、会話や講演を文字化します。この音声の文字化は、聴覚に障がいを持った方とのコミュニケーションに広く貢献します。

また、ビジネスにおいてミーティング・会議をユニバーサルデザイン化することは、生産性の高い会議の開催を可能にするとともに、文字情報が残ることにより議事録の作成も容易になります。同時翻訳機能を使うことで外国人とのコミュニケーションに使用することもできます。

災害時における迅速な避難行動、長引く避難所生活等では、外国人旅行者や聴覚障がい者等に対する対応は重要であり、UDトークのような携帯電話のアプリケーションを使用して、円滑なコミュニケーションが図られることが期待されています。

ＵＤトーク画面
ＵＤトークホームページより

第７節　元の生活へ

起きてはならない最悪の事態

７－１　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

１【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

①　地域防災計画とは別に災害廃棄物処理計画を策定している市町村は少ない状況であり、今後市町村における計画策定を促進する必要があります。

【表 7-1-1　災害廃棄物処理計画の策定状況（H26.4 時点）】（長野県資源循環推進課）

	策定済団体数※	策定率
市(19市)	3	16%
町(23町)	2	9%
村(35村)	0	0%
合計(77市町村)	5	6%

※地域防災計画とは別に災害廃棄物処理計画を策定している団体の数

【東日本大震災で発生した災害廃棄物】（出典：環境省 HP）

２【施策】

①　県は、災害廃棄物処理計画を策定し大規模災害に備えるとともに、市町村において災害廃棄物処理計画の策定が進むよう技術的助言を行います。

県民の皆様へ

県民の皆様は、災害時においても市町村の指示に従い、廃棄物の分別や適正処理に御協力ください。

建設業者及び廃棄物処理業者は、市町村と連携し、円滑な廃棄物の適正処理に御協力ください。

３【数値目標】

指　標	現状	目標	備考
災害廃棄物処理計画の策定率（市町村）	6% (H26)	80% (H35)	

起きてはならない最悪の事態

７－２　道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

１【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（道路啓開等）

①　大規模自然災害により道路にがれき等が散乱すると、緊急車両や生活物資運搬車両等の通行に支障が生じる恐れがあります。このため、速やかな道路啓開等により生活の安定と被災地の復興を支援する必要があります。

【被災時】

【道路啓開後】

（提供：国土交通省東北地方整備局）

２【施策】

（道路啓開等）

①　県は、緊急車両や生活物資運搬車両の交通路を優先して確保するため、緊急輸送道路のネットワークを考慮し、障害物の権利関係に留意しつつ、県管理道路上の倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去します。

　また、平成 26 年の大雪災害時のように、県管理道路上で放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急車両の通行が困難な場合は、災害対策基本法に基づく道路区間の指定を行い、運転者に対し車両の移動を命じるとともに、自ら車両の移動を行います。

　平成 26 年 12 月 18 日の大雪時には、(国)148 号の白馬村から小谷村までの 20.7ｋｍ区間において道路区間を指定し、立ち往生車両の移動を行うことで、緊急車両の通行を確保することができました。

県民の皆様へ

県民の皆様は、車両の移動を命ぜられたときは、それに従い移動をお願いします。また、障害物の除去については、原則としてその所有者が行ってください。

起きてはならない最悪の事態

７－３　倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

１【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（地籍調査）

①　現在、法務局に備え付けられている地図は、明治初期に作成されたもの（いわゆる公図）が約半数を占めており、大規模自然災害発生後に住宅の再建等を実施する際、地籍が不明瞭となり、迅速な再建の支障となる可能性があります。そのため、災害復旧の迅速化には、地籍調査を着実に進める必要があります。

【表 7-3-1　地籍調査の状況】　（長野県農地整備課）

	進捗率	地籍調査実施状況（市町村数）				
		全域調査完了	緊急地域調査完了	調査実施中	休止中	未着手
全　国	51%	302	183	792	238	166
長野県	38%	12	15	36	7	7

※実施状況は平成 27 年度 4 月時点、進捗率は平成 26 年度末時点の情報

※全国の地籍調査実施状況（市町村数）には、この他に「着手・再開に向けて準備中」の 60 市町村がある。

（木材の安定供給）

②　地震等の災害に伴い、多数の住宅等が倒壊した場合、住宅再建に使用する木材が不足する可能性があります。迅速な住宅再建を支援するため、県産材等の木材の安定供給を実施する必要があります。

（被災者生活再建支援金）

③　自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、生活の安定と被災地の速やかな復興を支援する必要があります。

【図 7-3-1　被災者生活再建支援金の支給まで流れ】　（長野県危機管理防災課）

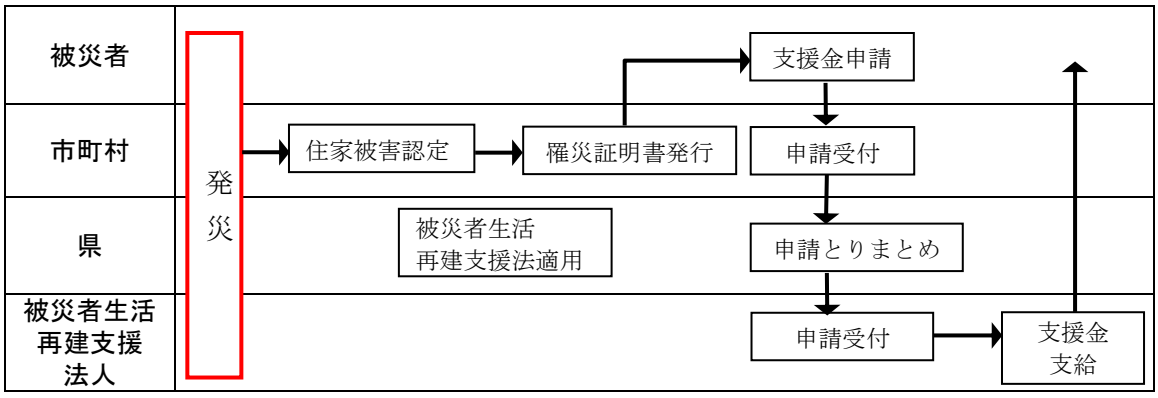

（地震保険）

④　地震により住家に甚大な被害が発生し、仮設住宅での生活を余儀なくされた場合においても、迅速に元の生活に戻るための生活再建が必要です。

地震保険は、地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償（居住用建物またはその建物に収容されている家財を対象）する保険で、「地震保険に関する法律」に基づき、被災者の生活の安定に資することを目的としており、その保険金の支払責任の一部を再保険として政府が引き受けている非常に公共性の強い保険です。

平成 26 年度の長野県内の地震保険の世帯加入率は 17.9%（全国 28.8%）、火災保険契約に地震保険契約が付帯されている割合を示す付帯率も 51.7%（全国 59.3%）と、地震に対する備えとしての地震保険の加入は増加しているものの低い状況が続いており、一層の加入促進をする必要があります。

【図 7-3-2　地震保険　都道府県別世帯加入率の推移】
（出典：損害保険料率算出機構）

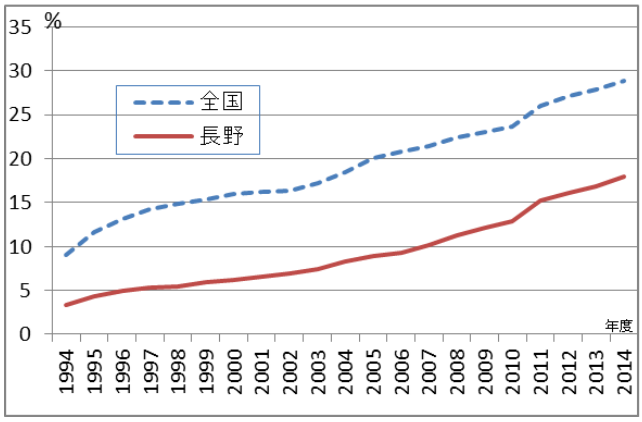

（注）○2012 年以前の世帯加入率は、当該年度末の地震保険契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。
○2013 年度以降の世帯加入率は、当該年度 12 月末の地震保険契約件数を当該年度 1 月 1 日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。
○2012 年度からの世帯数には、2012 年 7 月 9 日より住民基本台帳法の適用対象となった外国人を含む。

【図 7-3-3　地震保険　都道府県別付帯率の推移】
（出典：損害保険料率算出機構）

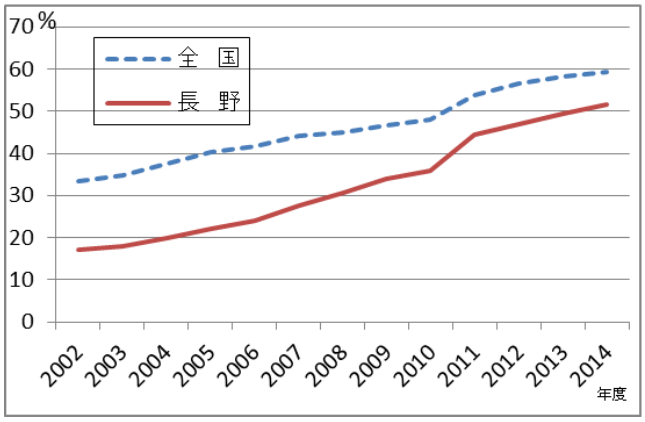

（注）○「付帯率」は、当該年度中に契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が付帯されている割合。

（一社）日本損害保険協会では、損害保険への意識の啓発及び損害保険事業や保険商品に関する理解を深めていただけるよう、その理解促進や情報提供活動を積極的に行っています。

○広報・情報提供活動として、刊行物・パンフレットの制作・提供、ホームページを使った情報提供、ポスター・ビデオの制作・提供、そんぽ情報スクエアによるパンフレット配布などを実施しています。

○講師派遣活動として、一般消費者の方を対象とした講演会をはじめ、大学の講座や高校に対して、講師を派遣しています。

○損害保険に関する相談・苦情に対し、相談・苦情窓口を設置し、消費者サービスを行っています。

２【施策】

（地籍調査の推進）

①　県は、大規模災害の復旧・復興を迅速に行うための土地境界を明確にする地籍調査の進捗を図ります。

県民の皆様へ

県民の皆様は、登記や届け出等の手続きを確実に行い、適正な土地管理を実施してください。

土地取引や開発に係る測量実施者（民間事業者等）は、成果について国土調査法第 19 条第 5 項指定申請への協力をお願いします。

（木材の安定供給）

②　県は、多数の住宅等の倒壊により、住宅再建に使用する木材が不足した場合は、木材関係団体等と連携して県産材等の木材の調達を積極的に実施します。

（被災者生活再建支援金）

③　住家被害認定が支援金申請に不可欠なため、県は、住家被害認定等が速やかに実施されるよう、市町村に対して研修を実施します。

（地震保険）

④　（一社）日本損害保険協会は、災害・犯罪の防止または軽減による「安心・安全な社会づくり」への貢献を実施するため、自然災害への取組みとして以下の項目に取り組みます。

○　自然災害の発生実態や地域特性等に基づく、より効果的な防止策の提案等、自然災害における防災・減災に資する取組みを推進します。

○　多様化する自然災害に応じた啓発や防災教育の実施等、消費者を取り巻くリスクに関する情報を共有し意思疎通を図るリスクコミュニケーションに資する取組みを推進します。

○　地震保険の理解促進・普及促進の取組みを推進するとともに、東日本大震災で明らかになった課題も踏まえ、迅速・適正な保険金支払いを確保するための態勢整備を推進します。

県民の皆様へ

県民の皆様は、大規模地震の発生に備え、甚大な被害が発生しても、住み慣れた環境でできるだけ長く過ごせるよう、生活の安定のための資金を得る備えとして、地震保険の加入をお願いします。（※注：地震保険の保険金だけでは必ずしももとどおりの家を再建できませんが、生活再建に大切な役目を果します。）

３【数値目標】

指　標	現状	目標	備考
地籍調査の実施率 （県内対象面積：9,596k ㎡）	37.9% [3,633 ㎢] (H26)	39.8% [3,823 ㎢] (H31)	

コラム　地震保険

（１）補償対象
　居住用建物と生活用動産（家財）が対象
　※ 工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物には、地震保険は契約できない。
（２）支払対象の損害
　地震･噴火･津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償
（３）契約方法、契約金額
　① 火災保険とセットで契約
　② 地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額の３０％～５０％の範囲内で決める。ただし、建物は５，０００万円、家財は１，０００万円が限度額となる。
（４）保険料と割引制度
　保険料は、建物の構造および所在地（都道府県）により異なる。また、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度がある（割引の重複適用はできない）。（平成２６年７月現在）
　〇免震建築物割引：割引率５０％
　　・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合
　〇耐震等級割引：割引率（耐震等級３：５０％ 耐震等級２：３０％ 耐震等級１：１０％）
　　・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級を有している場合
　〇耐震診断割引：割引率１０％
　　・地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和５６年６月１日施行）における耐震基準を満たす場合
　〇建築年割引：割引率１０％
　　・昭和５６年６月１日以降に新築された建物である場合
（５）保険金の支払
　居住用建物、家財について生じた損害の程度によって「全損」、「半損」、「一部損」に区別される。「全損」の場合は契約金額の全額、半損の場合は契約金額の５０％、一部損の場合は契約金額の５％が支払われる。
（６）１回の地震等による総支払限度額
　７兆円（平成２６年７月現在）
※ 関東大震災クラスの大地震が発生しても保険金の支払に支障がないよう設定されている。

●地震保険に関する問い合わせ先
そんぽＡＤＲセンター（（一社）日本損害保険協会）　0570-022808（全国共通・通話料有料）
ホームページ　https://www.sonpo.or.jp/useful/soudan/adr/

コラム　長野県神城断層地震による被災者の住宅再建のための支援策

○ 被災者生活再建支援法が適用されない市町村の被災者に対して、同様の支援を県単独で実施
○ 同法では給付対象外の半壊についても、すべての被災者を対象に県単独で支援

被害程度に応じた給付 基礎支援金	全　壊	半　壊		
	延床面積70%以上損壊	延床面積20%以上70%未満損壊		
		解体しなければならない状態	大規模な補修が必要な状態	大規模な補修が必要でない状態
	100万円	100万円	50万円	50万円

再建方法に応じた給付 加算支援金	建設・購入 200万円	補修 100万円	賃借 50万円

※単身世帯の給付額は４分の３
【表の見方】
・全壊し、新たに住居を建設する場合300万円（基礎支援金100万円＋加算支援金200万円）
・全壊したものの新たに住居を建設しない場合100万円（基礎支援金100万円）
・大規模に半壊した住居を補修する場合150万円（基礎支援金50万円＋加算支援金100万円）
・大規模な補修が必要ではない半壊の場合 50 万円（基礎支援金 50 万円のみで加算支援金は対象外）

小規模自治体の被災者向け公営住宅建設に係る県単独補助制度を創設

○ 自然災害によって甚大な被害を受けても、国の災害公営住宅の扱いとならない場合あり。
○ 小規模自治体※の財政負担を軽減し、被災者の生活再建と地域の再生を支援

※【補助対象】
災害発生時の人口が1万人未満（財政力指数が県平均以下の場合は1万1千人未満）で、災害救助法または被災者生活再建支援法が適用された自治体

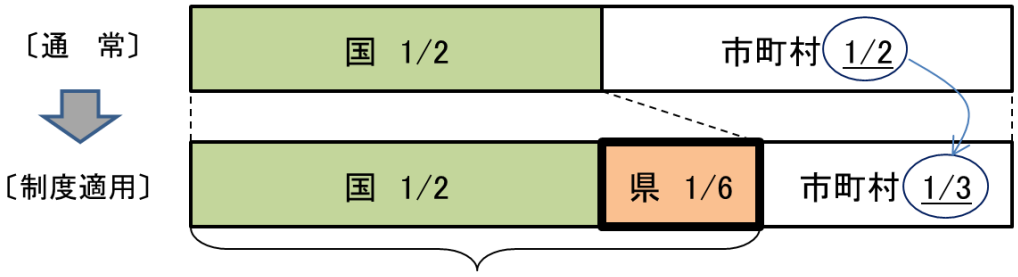

実質補助率を2/3に嵩上げ　→　国の災害公営住宅※と同等

※国の制度では、全壊戸数が1市町村で200戸以上または1割以上の場合に補助率は2/3。
これに達しない場合は、通常の公営住宅の扱い（補助率1/2）となる。

※平成27年9月補正予算で、小谷村が建設する8戸に係る補助金4,016万7千円を計上

起きてはならない最悪の事態

７－４　地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

１【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（自主防災組織）

①　長引く避難生活等により地域コミュニティが崩壊することを防ぐため、県・市町村・自主防災アドバイザーの協働により、地域ごとの自主防災組織の立ち上げや、その活動の活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。

【図 7-4-1】

地域防災力向上、自主防災活動の活性化のため

↓

自主防災アドバイザーを県が委嘱します。
144 名（H27.4）

自主防災組織リーダー研修会　年 2 回開催します。

「地域防災力ｱｯﾌﾟ」出前講座の実施
H26 実績 5,415 回

【自主防災組織リーダー研修会】

２【施策】

（自主防災組織）　重点（39 ページ）

①　県は、出前講座や自主防災組織リーダー研修等を通じて、地域の防災の中心となる人材の育成や、地域ごとの自主防災組織の立ち上げなど、地域防災力向上のため、自主防災組織の充実、強化を図っていきます。

また、計画的に復興を進めるため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、平成 23 年３月の長野県北部地震からの復興支援方針「栄村の復旧・復興に向けて」といった復興のための施策に関する方針を定め、主体的に復興への取り組みを推進します。

市町村は、必要に応じ国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、円滑かつ迅速な復興を図ります。

県民の皆様へ

県民の皆様は、「自分の地域は自分で守る」との認識のもと、近所とのつながり（安否確認体制）、自治会等との顔の見える関係（避難体制）といった助け合い（共助）の体制づくりや、災害発生時に自身が取るべき行動等を事前に想定するなど、今後必ず発生する大規模自然災害に対して「平時からの備え」を講じてください。

３【数値目標】

指　標	現状	目標	備考
自主防災活動の支援 自主防災組織率	92.0% (H26)	93.0% (H29)	(再掲)

コラム　自主防災組織の取り組み事例

★飯山市桑名川区自主防災組織の取り組み

桑名川区：　125 世帯　304 人

●桑名川区における自然災害の脅威
○千曲川の氾濫
○土砂災害
○地震

○自主防災組織を平成 17 年に結成
○災害時における緊急連絡体制を整備

○区組織改編における緊急連絡体制の見直し（毎年）
○防災対策連絡会議の開催（毎年）
○各種防災訓練の開催（毎年）

●主な取組

○市が全戸配布している防災無線機のページング放送を活用し、区独自の訓練を実施
○各世帯に配布されている防災無線は集落ごとに個別番号が割り振られており、集落単位の放送が可能
○市における自主防災組織活動支援金を活用し、防災用品を整備

○土砂災害に関する勉強会を開催
○平成 27 年５月に市から全世帯に配布された土砂災害ハザードマップを契機に、改めて土砂災害に関する啓発活動を実施
○県建設事務所整備課の講演会を実施

○防災訓練の内容
①災害対策本部の設置
②避難指示発令による段階的な住民避難訓練
③区役員間におけるトランシーバー等による情報伝達訓練
④防災用品（発電機・灯光器設置）の稼働訓練

●今後の取組

各組単位で作成した防災マップに土砂災害ハザードマップを参考に警戒区域を反映させるとともに、避難経路など当該地域にあった独自の警戒避難体制の構築を目指す

★高森町下市田３区の取り組み

下市田３区：約 250 戸

●動機
東日本大震災後、平成 24 年秋より有志の委員会をもって安心して暮らせる地域づくりについて話し合いを開始

●思い
災害を未然に防ぐことはできないが、災害から自分を守ることの意識が高まれば、被害を最小限にとどめることができるかもしれない

●確信
犠牲者を一人も出さない地域が災害に強い地域であると確信

●防災活動のキーワード
３分間・３時間・３日間
自分を守る・家族を守る・地域を守る

●これまでの主な活動
○独自のハザードマップと初期行動マニュアルづくり
○徒歩で危険箇所の調査・提示
○防災イベントの企画・立案

●今後の取組

○有事の際の安否確認台帳「安心のバトン」を平成 27 年１月から計画・実施
家族の個人情報が記入された台帳を封入、自治会長が一括管理。回収率 89.5%。開封する必要がなければ年一回家庭に返還し書き換えて再度提出。有事の際以外は開封しない（信頼関係で成り立っている）。

○「安心のバトン」を年一回書き換えてもらうことにより防災意識の向上を図り、連絡体制も考えてもらう。
○コミュニティ＝防災減災
○自治会役員が不在でも個々に動ける体制づくりを目指し、率先してリーダーになれる訓練計画を立て検証する。

資　料

資料　目次

１　策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５８

２　計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５９

３　県政モニターアンケート調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６８

４　長野県強靱化に資する社会資本整備重点計画に記載の事業・・・・・・１７０

５　県土強靱化の推進（平成 28 年度当初予算）・・・・・・・・・・・・・・１７４

策定の経過

日　付		内　　容	主体
平成25年	3月	○内閣官房でナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会設置 （国土強靱化に関する総合的な施策の推進の在り方について有識者等から意見を聴くもの）	国
	12月	○「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」公布・施行	国
平成26年	6月	○「国土強靱化基本計画」閣議決定 ○国土強靱化推進本部において「国土強靱化アクションプラン2014」決定	国
	7月	○国土強靱化に関する長野県庁内主管課長会議を開催	県
	9月	○長野県強靱化計画の策定について、政策会議(県幹部会議）で周知	県
	11月	○有識者２名をアドバイザーとして委嘱 ○第１回長野県強靱化計画策定庁内連絡会議を開催	県
	12月	○長野県強靱化計画策定庁内連絡会議第１回作業部会を開催	県
平成27年	1月	○県、市町村職員を対象に、明治大学大学院特任教授　中林一樹氏による講演会を開催	県
	3月	○部局長会議において、計画の趣旨、７つの基本目標・３２の起きてはならない最悪の事態の設定等を了承	県
	5月～6月	○ライフライン関連事業者（16社）へ意見聴取、素案作成依頼	県
	5月	○長野県強靱化計画策定庁内連絡会議第２回作業部会を開催	県
	6月	○国土強靱化アクションプラン2015を国土強靱化推進本部で決定 ○国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第２版）を策定	国
	9月～10月	○有識者７名から計画素案について意見聴取	県
	11月	○長野県強靱化計画策定庁内連絡会議第３回作業部会を開催 ○長野県強靱化計画（案）について、政策会議(県幹部会議）で検討	県
	12月～1月	○県民意見公募（パブリックコメント）を実施 ○長野、上伊那、松本、佐久の４会場において、計画案についての市町村説明会を開催	県
平成28年	2月	○長野県防災会議において計画案を説明	県
	3月	○長野県部局長会議において計画を決定	県

長野県強靱化計画の概要　〔多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく〕

第１章　計画の基本的事項

計画策定の趣旨

○長野県は、地形的・気象的な特性により、数多くの災害が発生、甚大な被害
○平成 26 年は、２月の大雪災害、７月の土石流災害、９月の御嶽山噴火災害、11 月の神城断層地震と、多くの災害が発生
○それらの大規模自然災害に対して、迎え撃つ社会の在り方が問われている。
○強靱化とは、災害が発生しても生命を失わず、迅速に元の生活に戻るため、**最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」**を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること
○過去の災害から得られた教訓を踏まえ、大規模自然災害への「備え」について、最悪の事態を想定するといった視点から、強靱化に向けた施策を効果的に推進するため、長野県強靱化計画を策定

計画期間：平成 28 年度から平成 29 年度までの２年間

計画の目的

○県民の一番の思いは災害により生命・財産を失わないことにある。また、災害時においては、食料・飲料水・エネルギー・日用品の確保が困難になることを最も心配している（県政モニター調査結果より）。
○行政のみならず、企業、個人も、生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備え」、すなわち強靱化を意識することが必要
○本計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、個人が一体となって「オール信州」で強靱化に取り組み、**県民の生命・財産・暮らしを守る**ことを目的とする。

計画の性格

○大規模自然災害に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本県における**様々な分野の指針となる計画**

第２章　基本的な考え方

想定するリスク

●平成 26 年に発生した災害

御嶽山噴火災害
死者 58 名　行方不明者 5 名

長野県神城断層地震
重傷者８名　住家全壊 81 棟　半壊 172 棟

南木曽町の土石流災害（平成 26 年台風８号）
死者１名　軽傷者３名　住家全壊　10 棟

平成 26 年 2 月大雪災害
死者４名（除雪等の事故を含む）　重傷者 20 名

●過去の主な大規模自然災害

＜地震＞
○1847 年（弘化　4 年）　善光寺地震　死者約 12,000 人（全体）潰家 34,000 棟
○1984 年（昭和 59 年）　長野県西部地震　死者 29 人　住家全壊 14 棟
○2011 年（平成 23 年）　長野県北部の地震　死者 3 人　住家全壊 34 棟
＜火山＞
○1783 年（天明　3 年）　浅間山噴火　死者 1,624 人（全体）流出家屋 1151 戸
○1947 年（昭和 22 年）　浅間山噴火　死者 9 人
＜風水害＞
○1959 年（昭和 34 年）　台風第７号　死者 65 人　住家全壊 1,391 棟
○1961 年（昭和 36 年）　梅雨前線豪雨　死者 107 人　住家全壊 903 棟
○1985 年（昭和 60 年）　地附山地すべり　死者 26 人　住家全壊 55 棟
○1995 年（平成　7 年）　梅雨前線豪雨　負傷者１人　住家全壊 46 棟
○2006 年（平成 18 年）　７月豪雨　死者 12 人　住家全壊 22 棟

●長野県第３次地震被害想定

○糸魚川 - 静岡構造線断層帯の地震（全体）
　気象庁マグニチュード（Ｍｊ）8.5　死者最大 7,060 人　建物全壊・焼失最大 97,940 棟
○長野盆地西縁断層帯の地震
　気象庁マグニチュード（Ｍｊ）7.8　死者最大 2,350 人　建物全壊・焼失最大 40,960 棟
○伊那谷断層帯（主部）の地震
　気象庁マグニチュード（Ｍｊ）8.0　死者最大 1,550 人　建物全壊・焼失最大 17,540 棟　　等

長野県が広域連携で果たす役割

○日本海と太平洋の中間に位置する地理的条件から、津波被害がない県という利点を生かし、**県外被災エリアを内陸から支援**
○県内で発生する災害に対しては、首都圏、中京等、北陸、東海の**各方面から救助や物資等を受援**
○県・市町村職員で構成する「長野県合同災害支援チーム」（チームながの）を活用するなど、**県と市町村が一体となって県内外の被災地を支援**
○都道府県域を越えた応急復旧活動の展開拠点施設や、被災地内への救援物資の中継拠点となる施設等が集まった**広域防災拠点を松本空港周辺に位置付け**

総合目標、７つの基本目標

○総合目標：本計画の「総合目標」を設定

多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく

○７つの基本目標：国の国土強靱化基本計画と調和を図りつつ、長野県内で発生した災害の教訓を踏まえ、長野県の強靱化を推進するための７つの基本目標を設定
　１　人命の保護が最大限図られること
　２　負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
　３　必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
　４　必要最低限のライフラインは確保し、これらの早期復旧を図ること
　５　流通・経済活動が停滞しないこと
　６　二次的な被害を発生させないこと
　７　被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻れること
○第３章で掲載した県民の皆様が取り組むべきことの主なものを記載
　自ら命を守る行動（自助）、助け合い（共助）、住家の耐震対策、家具の固定、危険箇所の把握、水・食料等の備蓄、早期の避難、地震保険の加入など

第３章　取り組むべき事項

７つの基本目標		３２の起きてはならない最悪の事態		現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）	施策	数値目標 ●しあわせ信州創造プラン掲載指標　○個別計画掲載指標　□左記以外の指標
１	人命の保護が最大限図られること 命を守る	１－１	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	①耐震性を満たしていない住宅が多数存在。人命の保護とともに、災害発生後も日常生活が継続できるように住宅の耐震化の一層の推進が必要 ②電柱倒壊による緊急車両の通行支障対策や、ブロック塀倒壊による人的被害防止が必要 ③住宅密集地における安全な都市環境の整備が必要	①市町村と協力して耐震診断、耐震改修にかかる助成等の支援等などの耐震化を着実に推進 ②無電柱化工事の推進や、通学路等を中心にブロック塀の点検、是正指導を推進 ③市街地の延焼防止や避難時の安全を確保するため、安全な都市環境の整備を促進	○住宅の耐震化率　77.5%（H25）→90.0%（H32） ○無電柱化延長(過去の整備動向をもとに設定) 45.3km(H26)→51.4km(H30) ●市街地の延焼防止等用途地域内都市計画道路整備 45.3%（H23)→49.5%（H29） ●市街地の延焼防止等市街地整備面積(過去の整備動向をもとに設定) 2,726ha（H23）→2,800ha（H29） □市街地の延焼防止都市公園整備面積(過去の整備動向をもとに設定) 13.25㎡/人（H25）→14㎡/人（H29）
		１－２	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	①大規模な建築物の早期の耐震診断や耐震改修が必要 ②一定規模以上の県有施設の耐震性能は確保されたが、震災時の吊り天井等の非構造部材の落下や災害応急対策の拠点としての機能喪失の防止が必要 ③公立学校の耐震化はおおむね順調。県立高校及び特別支援学校においては、引き続き「県有施設耐震化整備プログラム」対象外施設の耐震対策や天井材、外壁材の落下防止対策の推進が必要	①市町村と協力して大規模建築物の耐震診断などに対する助成や耐震改修に関する情報を提供 要緊急安全確認大規模建築物や子供たちが利用する一定規模以上の学校等は重点的に取り組む ②「第二期県有施設耐震化整備プログラム」に基づき、県有施設の非構造部材の落下防止対策や災害拠点施設の割増補強等を推進 ③県立高校及び特別支援学校では、「第二期県有施設耐震化整備プログラム」に基づいた施設の耐震対策や非構造部材の落下防止対策を推進	○耐震化率（多数の者が利用する大規模な建築物） 83.5%(H23)→95.0%(H32) ○耐震化率（要緊急安全確認大規模建築物）Ｈ32までに完了 ○耐震化率（子供たちが利用する一定規模以上の学校等） 100%(H32) ○割増の耐震性能を有する災害拠点施設（県庁、合同庁舎、警察署等）　19棟(H27)→37棟(H32) ○非構造部材の対策（県立高校及び特別支援学校） 35棟(H32)
		１－３	河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	①局所的な集中豪雨の多発等により毎年のように水害が発生。河川改修、調節池の築造、排水機場の増設などのハード対策に加え、行政・住民・民間企業等との連携により避難行動支援等のソフト対策の推進が必要	①国、市町村等と連携し、ハードとソフトが一体となった総合的な治水対策を推進 河川管理施設について定期的に点検、計画的な修繕を実施	●浸水被害発生のおそれの高い河川での浸水想定家屋 (過去の整備動向をもとに設定)41,700戸（H23）→24,000戸以下（H29） ○洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合　63%（H23）→100%（H28） □関係機関が連携したハード・ソフト一体となった浸水被害対策により解消される浸水想定家屋数(H25現在総数312戸) 0戸（H25）→312戸（H30）
		１－４	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	①土砂災害危険箇所における対策必要箇所が多数存在するため、ハード対策の推進と、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策の推進が必要 地すべり防止区域の農地・農業用施設、人家等の地すべり被害の未然防止が必要 ②崩壊地や土石流流下部が森林域であったことなどから、森林整備と施設整備が一体となった「災害に強い森林づくり」の推進が必要	①ハード対策の着実な推進と、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を実施 地すべり対策工事の推進や地すべり防止施設の適切な管理を実施 ②森林整備と施設整備が一体となった治山事業の推進や、航空レーザー測量データを活用した山地災害危険個所の抽出を推進	□土砂災害から保全される人家戸数(過去の整備動向をもとに設定) 50,515戸（H24）→53,000戸（H29） ●要配慮者利用施設の土砂災害対策着手数(H24現在総数55施設) 19施設（H23）→55施設（H29） □避難所の土砂災害対策着手数(H24現在総数18施設) ２施設（H23）→18施設（H29） □土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所数 (H24現在総数約27,000箇所)　20,919箇所(H24)→約27,000箇所(H28) ●地域特性に配慮した防災訓練実施市町村数 18市町村（H24）→77市町村（H29） ●周辺森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数(過去の整備動向をもとに設定)　56集落（H23）→470集落（H29） ○重要な施設を保全対象とする長寿命化対策がされた治山施設数　41施設（H25）→57施設（H29） □重要な施設を効率的に保全するために必要な山地災害危険度情報の整備率　0%(H25)→100%(H29) □土砂災害の危険度の判断を容易にする情報の配信 平成29年度までに全市町村対象に配信

７つの基本目標		３２の起きてはならない最悪の事態		現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）	施策	数値目標 ●しあわせ信州創造プラン掲載指標　○個別計画掲載指標　□左記以外の指標
		１－５	火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生	①御嶽山噴火災害を踏まえ、観測体制の強化、登山者等の安全確保施設等の充実、火山活動情報の提供、関係者の情報共有などの推進が必要	①火山ハザードマップや噴火シナリオ等の策定、火山観測体制の強化、退避壕（シェルター）等の整備促進、火山研究者の育成、火山研究施設の充実、火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進、携帯電話基地局施設の整備促進を実施	－
		１－６	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	①迅速な避難行動を実施するために、適切な避難勧告を発令するとともに、住民や観光客等の滞在者に発令情報を伝達するため、携帯電話会社による緊急速報メールの活用が必要 ②児童生徒が自ら危険を回避する力を育成するため、防災教育の充実が必要 ③手話の普及により、ろう者の安全を確保し、手話で安否確認等ができる住民を増やすことが必要 ④各消防本部、県庁における広域災害発生時の救助、救急の情報通信の強化が必要 ⑤大規模自然災害発生時における国、県、市町村、消防本部、自衛隊等との通信確保のため、防災行政無線の更新等が必要 ⑥要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくりを進めるため、地域の要配慮者等を把握し、地図等を活用した避難支援計画の策定が必要	①適切に避難勧告等を発令するとともに、住民が適時的確な避難行動をとれるよう周知徹底 市町村は観光地の災害を想定し、防災設備、避難訓練等について外国人旅行者の安全確保を推進 ②小中学校におけるモデル的取組（緊急地震速報器導入、学校防災アドバイザー派遣など）により、児童生徒が自ら危険を回避する力の育成を図る ③「災害時に役立つ手話」講座の開催等を通じて手話で安否確認等ができる住民を増やす ④県庁、各消防本部の通信を強固にするため、各消防本部の消防救急無線のデジタル化の助言等を実施 ⑤災害発生時における関係機関との通信を確保するため、長野県防災行政無線を更新 ⑥住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを推進するため、災害時住民支え合いマップ作成の支援や活用を促進	□避難情報の発令基準策定市町村の割合 89%(H26)→100%(H28) □消防救急無線のデジタル化整備済団体の割合 29%(H25)→100%(H28) □長野県防災行政無線のデジタル化 0%(H26)→100%(H29) □地域の防災活動(避難訓練、講習会等)に参加したことがある世帯の割合　※今後、県政モニターアンケートで調査 □災害時住民支え合いマップ等の作成地区数 2,411 地区(H27)→要配慮者がいるすべての地区 (3,864 地区※毎年調査)(H37)
２	負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること 命を救う	２－１	長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	①落石防護柵などの防災対策施設を整備し、道路災害の未然防止が必要 ②緊急輸送路における要対策橋梁等について、震災対策の進捗が必要 ③大雪に伴う孤立を防止するため、道路の除排雪をはじめ冬期交通の確保対策の推進が必要 ④断水や物流の途絶による物資不足に対し、適切な量と迅速な提供態勢の確保が必要 ⑤孤立集落への救援物資搬送や救急救助を行うため、ヘリコプターの活用が重要	①落石や岩石崩落などの道路防災点検の結果に基づき、順次、防災対策工事を実施（緊急輸送路を優先） ②緊急輸送路の機能確保を図るため、橋梁や跨線橋・跨道橋の耐震補強を実施 また、一定高さ以上の沿道建築物について建物所有者と協力し、耐震化を推進 ③平成 26 年２月大雪災害の経験を踏まえ、除雪支援体制の構築、除雪機械の増強、ホームページ等を活用した広報を実施 ④市町村による水、食料等の確保や迅速な提供、それを補完する役割の県による備蓄の実施 断水に対し、長野県水道協議会の会員は、給水車や職員の派遣による応急復旧活動支援を実施 県企業局は、給水車の派遣や、「川中島の水」ペットボトルを製作し、災害時における飲料水の補給手段として活用 ⑤広域的なヘリコプター支援に備えるとともに、離着陸場所がない孤立集落に対し、救助ホイストや物資吊下げの対応を実施	●震災対策緊急輸送路にある橋梁の耐震補強の整備率 83%(H23)→100%(H29) □震災対策緊急輸送路にある道路斜面等の要対策箇所の対策率　52%(H23)→100%(H32)

７つの基本目標		３２の起きてはならない最悪の事態		現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）	施策	数値目標 ●しあわせ信州創造プラン掲載指標　○個別計画掲載指標　□左記以外の指標
		２－２	警察、消防、自衛隊による救助･救急活動等の不足	①自主防災組織の立ち上げや活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上が必要 ②女性消防団員の参加が増加、応急手当の普及活動などに活躍。減少傾向にある消防団員の効果的な確保対策が必要 ③被災地の救助･救急ニーズが大幅に増加することを踏まえ、消防による迅速な救助活動を実施するため、人員や資機材等の消防力の強化が必要 ④警察における救助・救急活動の能力を高めるため、装備資機材の更なる充実強化が必要 ⑤県内外での災害対処能力の強化を図るため、災害警備訓練の更なる実施が必要 ⑥陸上自衛隊第 12 旅団は、これまで数多くの災害派遣要請に応じ、救助活動等を展開しており、引き続き県と連携しながら対処	①地域づくり、地域活性化のひとつとして自主防災組織の充実・強化を出前講座、自主防災アドバイザーの委嘱等により推進 ②県、県消防協会と連携し、消防団への支援を継続するとともに、団員確保に向けた取り組みを推進 ③適切に緊急消防援助隊の応援を受けるため、応援要請の迅速化等、受援計画の見直しを実施 消防防災ヘリコプターの安定的な運航体制を維持 ④警察の迅速かつ的確な救出救助活動を行うため、必要な装備資機材の整備を推進 ⑤長野県警察広域緊急援助隊、緊急災害警備隊、各警察署の第二機動隊の対処能力を高めるため、他機関との合同訓練及び警察独自訓練を実施 ⑥陸上自衛隊第 13 普通科連隊は、引き続き地方自治体や民間事業者との連携を強化するため、訓練等へ積極的に参加	□緊急消防援助隊の増強(消防庁からの通知による隊数の指定) 113 隊(H26)→135 隊(H30) ●自主防災組織率の向上による地域防災力の強化 92.0%(H26)→93.0%(H29) ○災害警備対処能力の強化　各種訓練の実施 105 回(H27)→105 回以上(H28) □長野県内の消防団協力事業所数(過去からの増加率をもとに設定) 1,062(H26)→1,500(H29) □人口千人当たり消防団員数(団員数を維持) 16.77 人(H26)→17.20 人(H31)
		２－３	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	①災害拠点病院など、優先度が高い施設等への石油類燃料の安定供給を確保し、災害対応能力の強化が重要	①県内の中核給油所（41 箇所）及び小口燃料配送拠点（21 箇所）への石油類燃料備蓄を推進	□石油等の備蓄　　62 施設約 500kℓ(H27～H30)→現状維持
		２－４	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	①地域災害医療マニュアルがすべての二次医療圏で策定 医療機関、行政、消防などの多機関共同で実動訓練を実施する地域が増加傾向 ②ＤＭＡＴの整備が進む一方、災害急性期を脱した後に支援する医療救護班の整備には、より一層の取組が必要 ③病院内に雇用し配置する「独自雇用」、医療機関に医療通訳者を派遣する「医療通訳派遣」、電話等で対応する「遠隔医療通訳」など、地域の実情にあった体制整備と医療通訳者の育成が必要	①関係機関により実施される災害実動訓練や、災害拠点病院等による業務継続計画等の策定を促進 ②災害急性期を脱した後も被災地住民が継続して医療を受けられるよう、医療救護班等の派遣に関する医療機関の取組を促進 ③長野県国際化協会と連携し、必要な医療通訳人材の育成や医療通訳体制を整備するため、広域で検討する機会を設置	○地域災害医療活動マニュアルを策定した二次医療圏数 10 医療圏（Ｈ26）→10 医療圏（Ｈ29） ○行政、災害拠点病院、医師会等の関係機関によるコーディネート機能の確認を行う災害実働訓練の実施二次医療圏数 3 医療圏（Ｈ25）→10 医療圏(H29) ○業務継続計画及び災害対応マニュアルを共に策定し、定期的に見直しを実施している災害拠点病院数 6 病院（Ｈ25）→10 病院（Ｈ29） ○ＤＭＡＴ指定病院における日本ＤＭＡＴ研修を受講したチームの保有数　　38 チーム（Ｈ26）→40 チーム(H29)
		２－５	被災地における疫病･感染症等の大規模発生	①被災地域における疫病･感染症等の大規模発生を防止するため、マニュアルの作成などによる体制整備が必要	①感染源対策、感染経路対策、健康管理対策を内容とする「災害時における感染予防対策マニュアル」を作成し、感染症の大規模発生を防止	－
３	必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること 行政･通信機能を確保する	３－１	信号機の停止等による交通事故の多発	①信号機への電源供給が遮断された場合の対応が施された信号機の整備が一部にとどまっているため、着実な整備の推進が必要	①信号機能停止の防止のため、信号機電源付加装置、発動発電機直結型接続ケーブルの整備を推進	(信号機総数約 3,500 基) ○停電による信号機の機能停止を防止するための各種対策 【信号機電源付加装置の整備】 64 基(H26)→104 基(H32) ○停電による信号機の機能停止を防止するための各種対策 【直結型発々ケーブルの整備】 整備率 57.9%(H26 末)→整備率 100%(H32)

７つの基本目標		３２の起きてはならない最悪の事態		現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）	施策	数値目標 ●しあわせ信州創造プラン掲載指標　○個別計画掲載指標　□左記以外の指標
		３－２	県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下	①人員の参集不足などに伴う災害応急対策の遅れが発生することから、引き続き災害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等の研究が必要 ②甚大な被害を受けた市町村に対する技術支援が必要 ③「県と市町村との協議の場」において検討、強化された県内市町村間による人的支援、物資調達等の広域応援体制を、有効に機能させるための取り組みが必要 ④災害応急対策の指揮・情報伝達活動等を行う庁舎等について、耐震性の確保や設備の充実が必要	①大規模自然災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした業務継続計画（ＢＣＰ）の更新・見直しを継続するとともに、庁舎機能不能時の対応等を研究 ②市町村へ情報連絡員を派遣し、迅速かつ円滑な災害対応の実施 ③県内市町村同士の広域応援が迅速かつ円滑に行えるよう、代表市町村会議の開催や定期的な訓練等の支援を実施 ④災害応急対策の拠点となる施設の耐震性の確保や非常用電源などの設備の整備を計画的に実施	□市町村への技術支援体制構築 技術支援体制計画策定(H27) □避難所の土砂災害対策着手数(H24 現在総数 18 施設) 2 施設(H23)→18 施設(H29)　（再掲）
		３－３	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	①ＮＴＴ東日本は、災害時の通信ネットワークが途絶しないよう、引き続き万全な体制を維持 ②ＮＴＴドコモは、信頼性の向上、重要通信の確保、通信サービスの早期復旧を３原則とし、非常時にこそライフラインとしての使命を果たせるように取り組む ③ＫＤＤＩは、長時間停電による予備電源の枯渇と、基地局のアクセス回線の遮断に対する備えを実施 ④ソフトバンクは、「情報＝ライフライン」を自覚し、強固なネットワーク構築と、緊急時の体制整備、防災に関する情報の提供に取り組む ⑤長野県防災行政無線の安定した通信の実施が必要	①ＮＴＴ東日本は、災害対策機器を用いた早期通信回復を実施するとともに、引き続き地方自治体や自衛隊と協力して通信確保訓練を実施 ②通信設備の二重化、重要施設の分散化を進めるとともに、移動電源車や移動基地局車等の災害対策機材を配備し、通信を確保。また、帰宅困難者に対してＮＴＴドコモ長野ビルを解放 ③ＫＤＤＩは、被災地域の通信確保のため、車載型・可搬型基地局の設営や、避難所等屋内通信を確保するため、フェムト基地局の設置等を引き続き推進 ④ソフトバンクは、通信拠点の耐震及び停電対策を引き続き実施し、移動基地局の配備などの災害時応急復旧対策等を推進 ⑤長野県防災行政無線の通信ネットワークを適切に維持管理	－
		３－４	テレビ･ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	①ＮＨＫ長野放送局は、テレビ、ラジオでの速報と特設ニュースを通じて被害、避難、ライフラインに関する情報を途絶することなく放送 ②県民の災害情報入手手段はテレビ、ラジオが多い状況であり、それらに適切かつ迅速な情報提供が必要 ③インターネット、電子メールやＳＮＳなどの媒体を通じて効率的、効果的な情報提供の実施が必要 ④長野県大規模災害ラジオ放送協議会は、防災に関するラジオ放送を制作・放送するとともに、「防災ハンドブック」を発行	①ＮＨＫ長野放送局は、災害の情報をできるだけきめ細かく伝えるとともに、災害情報ホームページへの最新の報道原稿の掲載や、「Ｌ字」と呼ばれるテレビの字幕放送でも情報を発信 ②③インターネットや電子メール等を活用した情報発信機能を強化するため、長野県防災情報システムの構築を実施 ④長野県大規模災害ラジオ放送協議会は、ラジオ番組を通じて地震に対する備えを中心に「事前の備え」の大切さを伝え続けるとともに、防災ハンドブックの発行による啓発を継続	□Ｌアラートを運用開始した市町村 22 市町村(H27)→77 市町村(H28)

７つの基本目標		３２の起きてはならない最悪の事態		現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）	施策	数値目標 ●しあわせ信州創造プラン掲載指標　○個別計画掲載指標　□左記以外の指標
４	必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること 命をつなぐ	４－１	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・都市ガス･LP ガスサプライチェーンの機能の停止	①中部電力は、電力の長期供給停止を発生させないため、これからも必要に応じて発変電所、送電線網や電力システムの災害対応力の強化が必要 ②長野県ＬＰガス協会は、協定に基づき県や市町村から要請があった場合は緊急点検、容器回収、被害状況調査、設備工事及び供給等を実施 ③長野県ガス協会は、都市ガスの防災対策として設備対策・緊急時対策・復旧対策を柱としてさらなる供給信頼性の向上に取り組む ④長野県石油商業組合は、協定に基づき県が指定する緊急車両等や医療機関、避難所等の施設に石油類の優先提供を実施。必要な給油所地下タンク製品の備蓄を推進 ⑤省エネルギー化の促進と、自然エネルギーの普及拡大によりエネルギー自給率を高めることが必要 ⑥電力供給復旧までに時間を要する大規模地震に備えるため、県企業局の水力発電施設の耐震化や上水槽等の施設及び県企業局管理ダムの耐震性能照査を計画的かつ着実に推進することが必要	①中部電力は、防災訓練や復旧作業訓練などを繰り返し実施し、県、警察、消防、自衛隊等が実施する連絡会議や訓練に積極的に参加。発電・送電・変電・配電設備の適切な維持管理・更新を実施 ②長野県ＬＰガス協会は、中核充填所としてのＬＰガス販売事業者等と災害に強い安定したＬＰガスの供給を目指す ③長野県ガス協会は、都市ガスネットワークに耐震性に優れた溶接鋼管、ポリエチレン管を採用。防災訓練の定期的な実施や、被害が甚大と予測される場合は供給停止、全国的な応援体制により迅速に再開 ④長野県石油商業組合は、県と連携して災害対応型中核給油所に対して一定の在庫を備蓄するための管理費等について支援を実施 ⑤国の再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し防災施設への自然エネルギー設備導入を支援 ⑥県企業局の発電所建屋の耐震化や上水槽等の施設及び県企業局管理ダムの耐震性能照査を計画的に推進	●発電設備容量で見るエネルギー自給率 78.9%(H26)→124.3%(H32) ○県営水力発電所建屋等の耐震化率 57.1%(H26)→100.0%(H29) ○県企業局管理ダム（３か所）におけるレベル２地震動に対応した耐震性能照査の実施か所数 １か所(H26)→３か所(H28)
		４－２	上水道等の長期間にわたる供給停止	①上水道の基幹管路、浄水場、配水池等に対する一層の耐震化が必要 ②県企業局の末端給水事業・用水供給事業について、基幹施設、管路のほか、病院・避難所等の重要施設への配水管の耐震化の計画的かつ着実な推進や災害時における市町村と企業局の役割分担の明確化や連携協力が必要 また、火山噴火による火山灰の河川への混入による酸性値上昇を想定した水質検査及び薬品調達の体制整備が必要	①水道事業者に対し、重要度に応じて優先順位をつけた耐震化計画の策定を促進 ②県企業局の水道事業（末端給水・用水供給）に係る浄水場等の基幹施設及び送水管等の基幹管路について、優先的に耐震化を推進。末端給水事業においては、病院や避難所となる学校等の「重要給水施設」に至る管路の耐震化も併せて推進。周辺地域が断水になった場合にも、給水が可能な拠点「安心の蛇口」を順次整備するほか、市町村と企業局の災害協定の締結や合同の防災訓練を実施 火山灰混入による酸性値上昇に備え、質の高い水質検査を継続するほか、薬品業者と苛性ソーダの優先調達協定を締結 県水道協議会の要請により、被災した水道事業体の復旧支援を行うほか、企業局の培った技術力を活用し、技術職員等の不足に悩む過疎自治体の水道施設整備を支援	○上水道の基幹管路の耐震適合率 31.1%(H25)→(策定中) ○県営水道（末端給水）における基幹施設（浄水施設）の耐震化率　50.0%(H26)→100.0%(H31) ○県営水道（末端給水）における基幹管路の耐震適合率 84.6%(H26)→100.0%(H37) ○県営水道（末端給水）における重要給水施設に至る管路の耐震適合率　71.2%(H26)→100.0%(H37) ○県営水道（末端給水）における「安心の蛇口」整備数 （全 36 か所）　0 か所(H26)→11 か所(H37) ○県営水道（用水供給）における基幹施設（浄水施設）の耐震化率　0.0%(H26)→100.0%(H36) ○県営水道（用水供給）における管路の耐震適合率 76.9%(H26)→100.0%(H36)
		４－３	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	①関係機関と連携した下水道施設の耐震化や下水道ＢＣＰの策定の推進が必要	①市町村の下水処理施設等の耐震化や下水道ＢＣＰの策定を支援。防災訓練等により防災体制を強化	○重要な下水管きょの地震対策実施率 48%(H25)(県流域 99%、市町村公共 44%)→100%(H32) ○下水処理場の地震対策実施率 45%(H25)(県流域 53%、市町村公共 44%)→58%(H32) ○下水道ＢＣＰ策定率 89%(H26)(県流域 100%、市町村公共 89%)→100%(H32) ○農業集落排水施設の機能診断実施地区割合 10%(H24)→37%(H32)

７つの基本目標		３２の起きてはならない最悪の事態		現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）	施策	数値目標 ●しあわせ信州創造プラン掲載指標　○個別計画掲載指標　□左記以外の指標
		４－４	地域交通ネットワークが分断する事態	①孤立集落の発生に加え、負傷者の搬送や支援物資の輸送の遅延など、甚大な影響を及ぼすため、関係部局が連携して幅広い観点からの検討が必要 ②緊急輸送路を保管する基幹的な農道の整備や、県営林道の開設の推進が必要	①国道・県道において、地域の暮らしを支え、災害に強い道路網の整備を推進 ②基幹的な農道整備を計画的に進めるとともに、基幹的な林道の早期開通のため県営林道開設事業を実施し、緊急輸送路を補完 農道における道路構造物の耐震化等の保全対策を実施	□県内高規格幹線道路の供用延長(国の事業計画にもとづき設定) 331km(H23)→349km(H29) ●震災対策緊急輸送路にある橋梁の耐震補強の整備率 83%(H23)→100%(H29)　再掲 □震災対策緊急輸送路にある道路斜面等の要対策箇所の対策率　52%(H23)→100%(H32)　再掲 ●国・県道の改良率　65.6%(H22)→67.5%(H29) ○緊急輸送路を補完する基幹的農道の整備延長 97.0%［460km］(H24)→98.7%［468km］(H29) ○国道･県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標 1.9km
５	流通・経済活動が停滞しないこと 経済活動を維持する	５－１	サプライチェーンの寸断や、経済活動等の停滞による企業の生産力低下	①企業の被害を最小限に抑え、早期の復旧を可能とするため、企業における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定支援が必要 ②ＢＣＰを策定した企業は、図上訓練等を通じてＢＣＰの問題点を把握するなど、ＰＤＣＡサイクルにより継続的にＢＣＰの改善が必要	①ＢＣＰ策定の手引きを作成するとともに、商工団体、民間保険会社とＢＣＰ策定支援に関する協定を締結するなど、企業ＢＣＰの策定を積極的に支援 ②ＢＣＰの運用･見直しを行い事業継続を達成する事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の定着に向け、図上訓練等を実施するセミナーを開催	○長野県ＢＣＰ策定支援プロジェクトによる策定支援件数 H25～H29 の 5 年間で 150 事業所
		５－２	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止	①ＮＥＸＣＯ東日本は、高速道路ネットワークの機能を維持し、資産の安全性を確保するため、高速道路インフラの的確な維持管理･更新に取り組む ②ＮＥＸＣＯ中日本は、高速道路資産の経年劣化や潜在的なリスクに対し、安全・安心を確保するため、持続可能なメンテナンスサイクルを構築 ③ＪＲ東日本は、耐震補強、新幹線早期地震検知システムや防災情報システムの導入、落石等災害防止対策の実施のほか、列車からの避難誘導訓練、代替輸送ルートの検討等に取り組む ④ＪＲ東海は、耐震補強、列車を停止させるシステムの導入、落石覆い工、土石流を検知するセンサーの整備、復旧訓練の定期的な開催等に取り組む ⑤しなの鉄道は、北しなの線を加え、より高いレベルの安全運行体制を確立･維持するため、訓練や、設備・車両の安全性の向上に取り組む ⑥基幹道路ネットワークについて、適切な代替性の確保が必要 ⑦点検等により現状を的確に把握し、優先度付けを行い、効率的な道路の維持管理が必要 ⑧除雪及び凍結防止剤散布を効率的に実施し、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保が必要	①ＮＥＸＣＯ東日本は、休憩施設の防災機能強化、大規模修繕の着実な実施、ＩＣＴと技術者が融合した総合的なメンテナンス体制のＳＭＨ（スマートメンテナンスハイウェイ）構想を推進 ②ＮＥＸＣＯ中日本は、高速道路の長期健全化の確保に向けて、人材・体制の継続的な確保、コスト縮減に資する新技術の導入を目指し、維持管理費の抑制と構造物の長寿命化の確立を図る ③ＪＲ東日本は、「究極の安全に向けて」を第一に掲げ、耐震補強、救助救命、自然災害・異常気象への対応、安全を守る仕組み・体制の充実を推進 ④ＪＲ東海は、災害による事故防止を柱の一つとして位置づけ、正常運行が阻害される事象に対し、訓練や施策を実施 ⑤しなの鉄道は、北しなの線を含め、更なる安全管理体制の強化、施設・設備等の維持更新、安全性の向上、事故発生時の迅速な対応等を実施 ⑥新幹線駅や高規格幹線道路等と県内の主要都市とのアクセス機能を向上させる道路の整備を推進 ⑦トンネルや橋梁、シェッドの近接目視による点検を実施。技術職員が少ない市町村に対して点検が滞らないよう支援 ⑧関係機関と連携を図りながら、事前の除雪優先路線の設定など冬期間の円滑な道路交通を確保	□県内高規格幹線道路の供用延長(国の事業計画にもとづき設定) 331km(H23)→349km(H29)　再掲 □震災対策緊急輸送路にある道路斜面等の要対策箇所の対策率　52%(H23)→100%(H32)　再掲 ○5 年以内に修繕が必要な施設 橋梁 264 橋、トンネル 43 本、法面 56 箇所、シェッド 3 か所、舗装 MCI 5.0 以上を維持

７つの基本目標		３２の起きてはならない最悪の事態		現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）	施策	数値目標 ●しあわせ信州創造プラン掲載指標　○個別計画掲載指標　□左記以外の指標
		５－３	食料･飲料水等の安定供給の停滞	①食料調達困難時に、避難所等に水、食料等の物資の供給が必要 ②農業用施設等の被災による農作物の生産能力の低下を防ぐため、老朽化、耐震化対策を実施し、農業用水の安定確保が必要 ③基幹的農業水利施設の長寿命化対策について、計画的な推進が必要	①協定締結団体･事業者との情報交換や緊急連絡先の定期的な確認を実施し、連携体制を強化 ②基幹的水利施設の耐震診断を推進するとともに、市町村、土地改良区が行う耐震強化の取組に支援 ③基幹的水利施設の長寿命化のため、機能保全計画を策定し、緊急性の高い路線の対策工事を順次実施	○耐用年数を迎える基幹的農業水利施設(315km)の更新延長 26.7%［84km］(H26)→35.2%［111km］(H29) ○基幹的農業水利施設（1,193km）の「機能保全計画」の策定延長　52.0%［620km］(H26)→55.2%［658km］(H29) ○水田整備率（区画 20a 以上）52.2%(H22)→54.9%(H29)
６	二次的な被害を発生させないこと 二次的な被害を防止する	６－１	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生	①土砂災害の危険箇所を点検し、土石流、地すべりなどの土砂災害による二次災害発生の危険性の確認が必要 ②危険箇所の点検を的確に実施するため、国土交通省、砂防ボランティア協会等との連携体制構築が必要	①土石流、地すべりなどの土砂災害による二次災害発生を防止するため、迅速に応急対策工事を実施 ②国土交通省 TEC-FORCE による調査、砂防ボランティア協会等による協力体制を強化し、速やかに危険箇所の点検を実施	－
		６－２	農業用水路、ため池、ダム等の損壊･機能不全による水利用の制限	①ため池等の損壊の事態に対し、迅速な避難や応急対策の実施のため、ハザードマップの作成などの推進が必要 ②老朽化した農業用ため池の計画的な改修が必要 ③農業用ため池の耐震化対策が必要 ④県有ダム施設の損壊による二次災害発生を防ぐため、想定される最大級の地震が発生した場合におけるダム施設の損傷の有無について確認（耐震性能照査）が必要	①ため池等の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じるためのハザードマップの作成を推進 ②老朽化による堤体の変形や漏水、洪水吐の能力不足等、安全性が危惧されるため池の計画的な改修を実施 ③市町村･ため池管理者と連携してため池の耐震点検を実施し、集中的に耐震対策を推進 ④県企業局管理のダムにおける耐震性能照査を平成 29 年度までに実施	□耐震性点検により耐震対策が必要となった農業用ため池（35 箇所）の管理体制の整備強化箇所数 0 箇所(H24)→35 箇所(H29) □耐震性点検により耐震対策が必要となった農業用ため池（35 箇所)の耐震化着手箇所数　0 箇所(H24)→35 箇所(H29) ○農業用ため池（県内 1,939 箇所）における老朽化等に対応した改修箇所数 76 箇所(H14～24 整備箇所)→124 箇所(H29) □建設部管理ダムの長寿命化計画策定数 ４ダム(H26)→16 ダム(H29) ○県企業局管理ダム（３か所）におけるレベル２地震動に対応した耐震性能照査の実施か所数 １か所(H26)→３か所(H28)再掲
		６－３	有害物質の大規模拡散･流出	①危険物施設･設備の安全性の確保、防災応急対策用資機材の備蓄、自衛消防組織の充実強化、保安教育・訓練の実施等、保安体制の強化が必要	①危険物規制の趣旨、危険物施設の保安管理等について、危険物取扱者への講習により資質向上を図る	－
		６－４	農地･森林等の荒廃による被害の拡大	①農業、農村の多面的機能の維持、発揮のため、農地・農業水利施設等の保全活動の推進が必要 ②山地災害による被害の軽減のため、間伐を推進し、森林の土砂災害防止機能を向上するなど、治山事業による「災害に強い森林づくり」が必要	①農業者等が共同して取り組む地域活動や、地域資源の保全管理を行う活動を支援 ②間伐を中心とした森林づくりを計画的に推進するとともに、木材の積極的な利用を促進し、森林の土砂災害防止機能を向上させる「災害に強い森林づくり」を推進	○地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積　22,484ha(H22)→50,000ha(H29) ●民有林の間伐面積　184,000ha(H32) （間伐必要面積と過去の整備動向から設定） ○民有林の間伐材搬出量　238,000 ㎥/年(H32) ●周辺森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数(過去の整備動向をもとに設定)　56 集落(H23)→470 集落(H29)再掲 ○重要な施設を保全対象とする長寿命化対策がされた治山施設数　41 施設(H25)→57 施設(H29)　再掲 □重要な施設を効率的に保全するために必要な山地災害危険度情報の整備率　0%(H25)→100%(H29)　再掲
		６－５	風評被害による観光客の減少と、地域農産物等の買い控えや市場価格の下落	①被災地がメディア等に繰り返し取り上げられることにより被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生。国内外に正しい情報の発信が必要	①国・市町村・関係団体等と連携し、ホームページ等を通じて正確に情報を発信。風評被害軽減のためのプロモーション支援等の適切な対応を実施	－
		６－６	避難所等における環境の悪化	①災害時の避難所運営がスムーズに進むよう、運営についての取り決めを、事前に定めることが必要。特に要配慮者や女性に対する配慮が必要 ②避難者の健康状態悪化の防止が必要	①避難所における、特に要配慮者や女性に必要な物品等の備蓄を推進。外国人観光客等に対応する通訳ボランティアとの連携を推進。マニュアル策定推進 ②市町村等と連携し、必要な保健師等の派遣を実施	○災害対策用備蓄の確保（避難ルーム等） 400 張→現状を維持

７つの基本目標		３２の起きてはならない最悪の事態		現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）	施策	数値目標 ●しあわせ信州創造プラン掲載指標　○個別計画掲載指標　□左記以外の指標
7	被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻れること 復旧・復興する	７－１	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧･復興が大幅に遅れる事態	①市町村における災害廃棄物処理計画策定の促進が必要	①市町村における災害廃棄物処理計画策定について、技術的助言を実施	○災害廃棄物処理計画の策定率（市町村） 6%(H26)→80%（H35）
		７－２	道路啓開等の遅れにより復旧･復興が大幅に遅れる事態	①道路にがれき等が散乱し、支援車両等が通行できない事態に対し、速やかな道路啓開等が必要	①障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路等を考慮し、交通障害物を除去。大雪災害時には道路区間の指定を行い、車両の移動を指示	－
		７－３	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	①住宅の再建等を迅速に実施するため、明治初期に作成された公図の地籍調査の推進が必要 ②多数の住家の倒壊に伴う住宅再建に使用する木材の不足に対し、県産材等の安定供給の実施が必要 ③被災者生活再建支援金の支給により生活の安定と速やかな復興の支援が必要 ④災害時に被災者の生活の安定に資するため、地震保険の一層の加入促進が必要	①大規模災害への備えとして地籍調査を推進 ②住宅再建に使用する木材が不足した場合、木材関係団体等と連携して県産材等の調達を実施 ③支援金申請に必要な住家被害認定等が速やかに実施されるよう市町村に対して研修を実施 ④日本損害保険協会は、地震保険の理解・普及の促進や迅速･適正な保険金支払いの態勢整備をはじめ、防災教育の実施等の防災・減災に資する取り組みを実施	○地籍調査の実施率（県内対象面積：9,596k ㎡） 37.9%［3,633 ㎢］（H26）→39.8%［3,823 ㎢］(H31)
		７－４	地域コミュニティの崩壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態	①自主防災組織の立ち上げやその活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上が必要	①出前講座等を通じて自主防災組織を充実、強化。大規模自然災害の発生時に復興のための施策に関する方針を定め、計画的な復興を推進	●自主防災組織率の向上による地域防災力の強化 92.0%(H26)→93.0%(H29)　再掲

「平成２６年度 第２回県政モニターアンケート調査」　**長野県強靱化計画について**

消防課

１ 調査方法

（1） 調査地域　：長野県全域
（2） 調査対象者　：県政モニター（県内在住の20歳以上の男女）
1，206人（無作為抽出1，110人、公募96人）
（3） 調査方法　：郵送又はインターネット
（4） 調査期間　：平成26年12月16日（火）～平成27年1月5日（月）

２ 回収状況

回収数 811人 （回収率 67．2%）

３ 設問の趣旨

○ 「長野県強靱化計画」の策定にあたり、県民の災害に対する意識を把握するとともに、計画の方向性の参考とする。

４ 結果の分析、受け止め

○ 脅威に感じている自然災害については、神城断層地震が発生した　後の調査だったこともあり、「巨大地震（断層地震など）」と答えたモニターが全体の約8割に上った。
○ 「大規模自然災害における最悪の事態」の回答で最も多かったものは「死傷者の発生」で、次いで「地震等による家屋の倒壊」「ライフラインの途絶」となっており、人命や生活基盤の保護といった身近な問題について関心の高さがうかがえる。

５ 今後の施策展開、取組方針

○ 計画に設定する「起きてはならない最悪の事態」を想定する際、調査結果で多かった「死傷者の発生」や「地震等による家屋の倒壊」のほかに、**「地域コミュニティーの崩壊」といった少数回答も含め、幅広く事態を想定**するよう検討する。
○ 大規模自然災害に対して自ら行っている対策として、「水、食料等の備蓄」に加え、「避難場所の家族間での確認」、「地域コミュニティーへの積極的な参加」などに関心が高いことから、**更なるソフト対策の充実を検討**していく必要がある。
○ 地震に脅威を感じているモニターが約8割に上り、また事前に備える必要がある対策として「道路等インフラ・物流機能の耐災害性の強化」が最も多かったことから、ソフト対策に加え、**突発的な災害から人命を保護するための公共施設の長寿命化や耐震化等といったインフラ整備の充実**を検討していく。
○ 災害情報の入手手段は、テレビ、ラジオといった既存媒体が多く、また欲しい情報は、現在の道路情報や公共交通機関の運行状況・復旧の見通しなどの回答が多かったことから、**行政機関等が把握した情報等を即時にテレビ、ラジオ等の公共放送機関へ伝達する仕組みを検討**する必要がある。

６ 調査結果

問11 脅威に感じる自然災害

■「巨大地震（断層地震など）」が約8割

①「巨大地震（断層地震など）」	77.9 %
②「豪雨災害」	44.9 %
③「巨大地震（南海トラフ地震や東海地震など、津波を伴う地震）」	39.2 %

ほか（複数回答）

問12 事前に備える目標

■ 「必要最低限のライフライン（電気・ガス・上下水道・燃料・交通ネットワーク等）が確保されること」が約6割

①「必要最低限のライフライン（電気・ガス・上下水道・燃料・交通ネットワーク等）が確保されること」	57.6 %
②「人命の保護が最大限図られること」	56.8 %
③「救助・救急、医療活動等が迅速に行われること」	46.7 %

ほか（複数回答）

問13　事前に備える対策

■「道路等インフラ・物流機能の耐災害性の強化」が約5割

①「道路等インフラ・物流機能の耐災害性の強化」	46.0 %
②「公共施設の耐震化・整備（避難所・医療施設・行政機関）」	38.5 %
③「地域コミュニティ（自主防衛組織）の防災力の強化」	27.1 %
	ほか（複数回答）

問14　地震で心配すること

■「食料・飲料水、燃料、日用品などの確保が困難になること」が約7割

①「食料・飲料水、燃料、日用品などの確保が困難になること」	67.2 %
②「電気、水道、ガスの供給停止」	67.0 %
③「建物の倒壊・損壊」	65.4 %
	ほか（複数回答）

問15　火山で心配すること

■「大量の降灰の発生」が約7割

①「大量の降灰の発生」	69.2 %
②「噴石の飛散」	47.8 %
③「降灰による健康被害の発生」	44.5 %
	ほか（複数回答）

問16　災害情報の入手先

■「テレビ」が約9割、次いで「ラジオ」が5割超

①「テレビ」	85.9 %
②「ラジオ」	52.4 %
③「防災行政無線」	20.1 %
	ほか（複数回答）

問17　災害時に欲しい情報

■「現在の道路情報」が約6割、次いで「道路等の今後の復旧見通し」が4割超

①「現在の道路情報」	56.2 %
②「道路等の今後の復旧見通し」	40.8 %
③「現在の公共交通機関の運行情報や復旧の見通し」	35.1 %
	ほか（複数回答）

問18　大規模自然災害おける最悪の事態

■ 「死傷者の発生」、「地震等による家屋の倒壊」、「ライフライン(電気、ガス等)の途絶」に関する意見が比較的多く寄せられた。

①「死傷者の発生」	222	（記述された内容の数）
②「地震等による家屋の倒壊」	212	
③「ライフライン(電気、ガス等)の途絶」	203	
	ほか	

（自由記述：記述内容の総数：1,564）

問19　最悪の事態に対して、行っている(行いたい)対策

■ 「水、食料等の備蓄」、「乾電池、衣類、その他生活用品の備蓄」に関する意見が比較的多く寄せられた。

①「水、食料等の備蓄」	396	（記述された内容の数）
②「乾電池、衣類、その他生活用品の備蓄」	187	
③「避難場所の確認（家族間で共有）」	95	
	ほか	

（自由記述：記述内容の総数：1,258）

長野県強靭化に資する社会資本整備重点計画に記載の事業

種別	事業名・箇所名	社会資本整備重点計画本編への記載※1	事業着手済	事業化に向け調査等実施	完成予定年度※2
高規格幹線道路	上信越自動車道（4車線化） 信濃町～上越JCT	○	○		H30
高規格幹線道路	中部横断自動車道 （仮称）八千穂IC～佐久南IC	○	○		H29
高規格幹線道路	中部縦貫自動車道 （仮称）松本JCT～（仮称）波田IC	○	○		未定
高規格幹線道路	三遠南信自動車道 一般国道474号飯喬道路	○	○		一部H29
高規格幹線道路	三遠南信自動車道 一般国道474号青崩峠道路	○	○		未定
直轄道路	一般国道18号 長野東バイパス	○	○		未定
直轄道路	一般国道18号 野尻IC関連	○	○		H29
直轄道路	一般国道19号防災	○	○		未定
直轄道路	一般国道19号 桜沢改良	○	○		未定
直轄道路	一般国道20号 下諏訪岡谷バイパス	○	○		H29
直轄道路	一般国道153号 伊南バイパス	○	○		一部H30
直轄道路	一般国道153号 第1横岳橋	○	○		未定
直轄河川	千曲川戸狩地区河道掘削	○	○		H30
直轄河川	千曲川屋島地区築堤	○	○		H31
直轄河川	千曲川福島地区築堤	○	○		H32
直轄河川	千曲川自然再生事業	○	○		H30年代
直轄河川	天竜川直轄河川改修事業	○	○		未定
直轄河川	天竜川水系(維持・管理)	○	○		未定
直轄河川	天竜川総合水系環境整備事業	○	○		H29
直轄ダム	大町ダム等再編事業	○	○		－
直轄ダム	三峰川総合開発事業 美和ダム	○	○		H30
直轄砂防	境川渓流保全工	○	○		H30
直轄砂防	浦川上流砂防堰堤群	○	○		H30
直轄砂防	天竜川水系直轄砂防事業	○	○		未定
直轄砂防	木曽川水系直轄砂防事業	○	○		未定
直轄地すべり	入谷地区直轄地すべり対策事業	○	○		未定
直轄地すべり	此田地区直轄地すべり対策事業	○	○		未定
直轄火山砂防	浅間山直轄火山砂防事業	○	○		未定
道路	松本糸魚川連絡道路			○	未定
道路	一般国道117号 替佐～静間バイパス		○		H28
道路	一般国道141号 跡部～平原		○		H33
道路	一般国道142号 佐久南拡幅		○		H29
道路	一般国道142号 秋宮～春宮			○	未定
道路	一般国道143号 会吉		○		H31
道路	一般国道143号 青木峠バイパス			○	未定
道路	一般国道144号 県境～下原			○	未定
道路	一般国道144号 湯ノ平橋			○	未定
道路	一般国道144号 上野バイパス		○		H35
道路	一般国道148号 海ノ口			○	未定
道路	一般国道148号 雨中		○		H32
道路	一般国道151号 鈴岡バイパス			○	未定
道路	一般国道151号 粒良脇トンネル		○		H33
道路	一般国道151号 新野峠拡幅			○	H37
道路	一般国道151号 新野峠バイパス		○		H28
道路	一般国道152号 丸子バイパス			○	未定
道路	一般国道152号 湯川バイパス		○		H33
道路	一般国道152号 栗田～四日市場		○		H30
道路	一般国道152号 小道木バイパス		○		H27
道路	一般国道152号 和田バイパス	○	○		H28
道路	一般国道152号 小嵐バイパス		○		H29
道路	一般国道153号 飯田北改良			○	※3
道路	一般国道153号 北町～青島（伊駒アルプスロード）			○	※3
道路	一般国道153号 伊那バイパス		○		H33
道路	一般国道158号 鵬雲崎			○	未定
道路	一般国道158号 稲核			○	未定
道路	一般国道158号 狸平			○	未定
道路	一般国道158号 三溝新田～新村			○	未定
道路	一般国道254号 宇山バイパス		○		H30
道路	一般国道254号 東内～西内		○		H30
道路	一般国道256号 漆畑拡幅		○		H30
道路	一般国道256号 下久堅バイパス		○		H33
道路	一般国道256号 上久堅拡幅		○		H29
道路	一般国道403号 中央橋架替		○		H30
道路	一般国道403号 木島			○	未定
道路	一般国道403号 落合		○		H29
道路	一般国道403号 上町～伊勢町			○	未定

種別	事業名・箇所名	社会資本整備重点計画本編への記載※1	事業着手済	事業化に向け調査等実施	完成予定年度※2
道路	一般国道403号　幸高～井上拡幅		○		H29
道路	一般国道403号　綿内		○		H31
道路	一般国道403号　関崎橋東		○		H31
道路	一般国道403号　矢越防災		○		H29
道路	一般国道405号　秋山拡幅		○		H29
道路	一般国道406号　西組バイパス		○		H30
道路	一般国道406号　西長野			○	未定
道路	一般国道406号　塩川町			○	未定
道路	一般国道418号　軒川		○		H30
道路	一般国道418号　天竜川橋		○		H31
道路	一般国道418号　飯島		○		H29
道路	(主)飯田富山佐久間線　下久堅～龍江			○	未定
道路	(主)飯田富山佐久間線　中尾～南宮		○		H29
道路	(主)飯田富山佐久間線　南宮～千木沢			○	未定
道路	(主)飯田富山佐久間線　松崎			○	未定
道路	(主)川上佐久線　小海～穂積～海瀬			○	未定
道路	(主)川上佐久線　海瀬		○		H29
道路	(主)中津川南木曽線　馬籠峠～下り谷		○		H30
道路	(主)丸子信州新線　大岡		○		H29
道路	(主)飯島飯田線　切石～北方		○		H31
道路	(主)岡谷茅野線　大熊		○		H31
道路	(主)伊那生田飯田線　本郷～北組		○		未定
道路	(主)伊那生田飯田線（宮ヶ瀬橋）		○		H32
道路	(主)上高地公園線　上高地	○	○		H29
道路	(主)塩尻鍋割穂高線　塚原		○		H30
道路	(主)白馬美麻線　大左右		○		H30
道路	(主)長野菅平線　落合橋北		○		H33
道路	(主)長野真田線　松代		○		H29
道路	(主)松本環状高家線　新村			○	未定
道路	(主)諏訪辰野線　高島		○		H30
道路	(主)大町麻績インター千曲線　山清路		○		H31
道路	(主)安曇野インター堀金線　本村			○	未定
道路	(主)松川インター大鹿線　渡場～滝沢		○		H30
道路	(主)天竜公園阿智線　伍和		○		H27
道路	(主)佐久小諸線　岸野～高瀬		○		H31
道路	(主)小諸上田線　町吉田～中吉田		○		未定
道路	(主)別所丸子線　鈴子バイパス			○	未定
道路	(主)穂高明科線　常盤橋		○		H29
道路	(主)坂城インター線　中之条		○		H32
道路	(一)三分中込線　三分～平賀			○	未定
道路	(一)上小田切臼田(停)線　下小田切		○		H29
道路	(一)信濃追分(停)線　追分			○	未定
道路	(一)払沢茅野線　坂室			○	未定
道路	(一)与地辰野線　北大出		○		H31
道路	(一)栗林宮田(停)線　大久保橋		○		H31
道路	(一)市場桜町線　飯田市上郷			○	※3
道路	(一)青木東鼎線　鼎		○		H27
道路	(一)時又中村線　桐林			○	未定
道路	(一)上生坂信濃松川(停)線　袖山～池田			○	未定
道路	(一)有明大町線　宮城北			○	未定
道路	(一)波田北大妻豊科線　島々～三溝新田		○		H29
道路	(一)倭北松本(停)線　島立			○	未定
道路	(一)内川姨捨(停)線　冠着橋		○		H32
道路	(一)野村上牟礼(停)線　中宿		○		未定
道路	(一)長野豊野線　三才		○		H31
道路	(一)箕作飯山線　箕作～明石		○		H31
道路	(一)中野飯山線　柳沢		○		H33
道路	(一)上竹田波田線　中巾			○	未定
道路	(一)豊田中野線　笠倉～壁田		○		H31
道路	(一)上松南木曽線　登玉～和村		○		H32
道路	(一)上松南木曽線　殿～阿寺			○	※3
道路	(一)上松南木曽線　読書ダム～戸場			○	H37
道路	長野県駅～座光寺SIC(仮称)の道路新設			○	※3
道路	諏訪湖SIC(仮称)ほか周辺道路整備			○	※3
道路	県単道路改築事業事業((主)伊那生田飯田線　伊久間)ほか		○		－
道路	「道の駅」田切の里(国道153号)ほか		○		H28

種別	事業名・箇所名	社会資本整備重点計画本編への記載※1	事業着手済	事業化に向け調査等実施	完成予定年度※2
道路	一般国道361号　高遠ほか 8箇所(無電柱化事業)	○	○		－
道路	長寿命化対策橋梁修繕事業（一般国道151号　新川橋）ほか	○	○		－
道路	舗装修繕事業（一般国道152号　茅野市白樺湖～柏原）ほか		○		－
道路	舗装修繕事業（一般国道158号　中ノ湯～渚）ほか県単舗装補修事業		○		－
道路	橋梁長寿命化修繕計画に基づく道路施設の長寿命化対策		○		－
道路	舗装長寿命化修繕計画に基づく道路施設の長寿命化対策		○		－
道路	トンネル長寿命化修繕計画に基づく道路施設の長寿命化対策		○		－
道路	ロックシェッド・スノーシェッド長寿命化修繕計画に基づく道路施設の長寿命化対策			○	－
道路	緊急輸送路の吹付法面長寿命化修繕計画に基づく道路施設の長寿命化対策		○		－
道路	大規模道路施設長寿命化修繕計画に基づく道路施設の長寿命化対策			○	－
道路	横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づく道路施設の長寿命化対策			○	－
道路	大型道路標識長寿命化修繕計画に基づく道路施設の長寿命化対策			○	－
道路	吹付法面（緊急輸送路以外）長寿命化修繕計画に基づく道路施設の長寿命化対策			○	－
道路	緊急輸送路の防災対策強化事業（道路改築45箇所、法面防災44箇所、橋梁耐震補強４箇所）		○		－
道路	雪寒対策事業（一般国道148号沢渡ほか10箇所）		○		－
道路	法面防災対策事業（一般国道153号中川村小平ほか）	○	○		－
道路	法面防災対策事業（一般国道152号　飯田市豆嵐堰上）ほか県単防災事業		○		－
道路	交通安全対策事業（歩道整備）（国）143号松本市美々須（ほか66箇所）	○	○		－
道路	交通安全対策事業（歩道整備）（主）伊那辰野（停）線　箕輪町大垣外ほか県単交通安全事業		○		－
道路	歩道リメイク事業（歩道のバリアフリー化）一般国道361号　伊那市伊那部ほか県単交通安全事業		○		－
道路（街路）	(都)岡谷川岸線		○		未定
道路（街路）	(都)宮渕新橋上金井線		○		未定
道路（街路）	(都)県庁篠ノ井線		○		未定
道路（街路）	(都)戸倉上山田線		○		H29
道路（街路）	(都)三日町犬ノ窪線		○		H27
道路（街路）	(都)上川橋線	○	○		H33
道路（街路）	(都)真田線		○		H29
道路（街路）	(都)中央通り線		○		H31
道路（街路）	(都)中常田新町線		○		H29
道路（街路）	(都)長野菅平線		○		未定
道路（街路）	(都)田中線		○		H27
道路（街路）	(都)飯田中津川線		○		未定
道路（街路）	(都)北天神町古吉町線		○		H29
道路（街路）	(都)北天神町古吉町線		○		未定
道路（街路）	(都)立ヶ花東山線		○		未定
道路（街路）	(都)竜東線		○		未定
道路（街路）	都市計画道路内環状南線とJR中央本線の立体交差事業	○	○		H31
道路（街路）	都市計画道路高田若槻線と長野電鉄長野線との立体交差事業	○	○		未定
道路（街路）	危険な踏切解消事業(出川双葉線宮田前踏切)	○	○		H32
道路（街路）	（都）役場通り線			○	未定
道路（街路）	（都）松本駅北小松線			○	未定
道路（街路）	（都）大門中山道線			○	未定
道路（街路）	（都）辰野宮木線			○	未定
道路（街路）	（都）環状北線			○	未定
道路（街路）	（都）駅前線ほか県単街路事業		○		－
河川	円悟沢川総合流域防災事業（天竜川水系）		○		未定
河川	求女川広域河川改修事業（信濃川水系）		○		H35
河川	金原川総合流域防災事業（信濃川水系）		○		H37
河川	奈良井川広域河川改修事業（信濃川水系）	○	○		未定
河川	黒沢川流域治水対策河川事業（信濃川水系）	○	○		未定
河川	諏訪湖総合流域防災事業（天竜川水系）		○		未定
河川	千曲川（飯山）広域河川改修事業（信濃川水系）		○		未定
河川	浅川広域河川改修事業（信濃川水系）		○		H29
河川	浅川総合内水対策緊急事業（信濃川水系）	○	○		H30
河川	塚間川・大川流域治水対策河川事業（天竜川水系）	○	○		未定
河川	天竜川上流広域河川改修事業（天竜川水系）		○		未定
河川	砥川広域河川改修事業（天竜川水系）		○		H32
河川	北沢川総合流域防災事業（信濃川水系）		○		未定
河川	矢出沢川広域河川改修事業（信濃川水系）		○		未定
河川	岡田川総合流域防災事業（信濃川水系）		○		未定
河川	武井田川広域河川改修事業（天竜川水系）		○		未定
河川	鴨池川広域河川改修事業（天竜川水系）			○	未定
河川	諏訪湖統合河川環境整備事業（天竜川水系）	○	○		H30年代
河川	遠山川ほか県単河川改修事業		○		－
河川	総合流域防災事業（情報基盤整備）	○	○		未定
河川	特定構造物改築事業（釜口水門長寿命化対策）	○	○		未定

種別	事業名・箇所名	社会資本整備重点計画本編への記載※1	事業着手済	事業化に向け調査等実施	完成予定年度※2
河川	堰堤改良事業（箕輪ダムほか11ダム長寿命化対策）		○		－
ダム	松川ダム建設事業(再開発)	○	○		H38
ダム	浅川ダム建設事業	○	○		H28
砂防	大町市栃沢通常砂防事業	○	○		H30
砂防	須坂市前山沢総合流域防災事業ほか（信濃川水系）		○		－
砂防	川上村秋山沢通常砂防事業ほか（信濃川水系）		○		－
砂防	中野市夜間瀬川火山砂防事業ほか（信濃川水系）		○		－
砂防	伊那市南沢総合流域防災事業ほか（天竜川水系）	○	○		－
砂防	岡谷市地獄沢通常砂防事業ほか（天竜川水系）		○		－
砂防	下諏訪町大沢川火山砂防事業ほか（天竜川水系）		○		－
砂防	木曽町万郡沢通常砂防事業ほか（木曽川水系）		○		－
砂防	王滝村濁沢川火山砂防事業ほか（木曽川水系）		○		－
砂防	白馬村長見山沢通常砂防事業ほか（姫川水系）		○		－
砂防	小谷村栂池沢火山砂防事業ほか（姫川水系）		○		－
砂防	木祖村薮沢総合流域防災事業ほか（長寿命化対策）		○		－
砂防	長野市大滝沢ほか県単砂防事業		○		－
地すべり	小谷村前沢地すべり対策事業ほか	○	○		－
地すべり	長野市茶臼山総合流域防災事業ほか（長寿命化対策）		○		－
地すべり	長野市袖ほか県単地すべり対策事業		○		－
急傾斜	白馬村飯田雪崩対策事業ほか		○		－
急傾斜	川上村転石急傾斜地崩壊対策事業ほか		○		－
急傾斜	諏訪市手長丘下総合流域防災事業ほか（長寿命化対策）		○		－
急傾斜	飯田市竜丘ほか県単急傾斜地崩壊対策事業		○		－
区画整理	新幹線飯山駅周辺地区土地区画整理事業		○		H28
区画整理	長野駅周辺第二地区土地区画整理事業	○	○		H30
公園	松本平広域公園整備事業(広域防災拠点)		○		未定
公園	公園施設長寿命化対策支援事業（松本平広域公園ほか5公園）		○		－
公園	都市公園安全安心対策事業（松本平広域公園ほか1公園）		○		－
公園	県単公園事業（松本平広域公園ほか5公園）		○		－
下水道	千曲川流域下水道大室ネットワーク幹線［流域下水道地震対策事業下水道施設の耐震化対策］ほか	○	○		－

本資料は、平成28年3月に国土交通省中部、関東、北陸の各地方整備局が公表した「社会資本整備重点計画」の本編及び、中部地方整備局が公表した「社会資本整備重点計画」関連資料に記載された事業から抜粋したものを元に作成。

※1 「○」は、本編に記載された事業、空欄は関連資料に記載された事業を示す。

※2 複数の事業箇所を代表箇所で記載している場合には、完成予定年度を特定できないため「－」で表記。

※3 「リニア関連道路整備」として、平成39年のリニア開業時までに効果発現を目指す箇所。

【社会資本整備重点計画とは】
社会資本整備重点計画法（平成15年3月31日法律第20号）に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために国土交通省と農林水産省が策定する計画である。
平成27年9月18日に閣議決定された第4次社会資本整備重点計画（全国計画）に基づき、国土交通省各地方整備局等が各ブロックにおける社会資本整備重点計画の策定作業を進め、平成28年3月29日に大臣決定された。

平成 28 年度予算　県土強靱化の推進

災害が発生しても、犠牲者を出さず、被害の最小化により迅速に復旧・復興できる社会の実現を目指します。

取り組みの趣旨

●長野県は、地形的・気象的な特性により、数多くの災害が発生、甚大な被害
●平成 26 年は、2月の大雪災害、7月の土石流災害、9月の御嶽山噴火災害、11 月の神城断層地震と、多くの災害が発生
●強靱化とは、災害が発生しても生命を失わず、迅速に元の生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること
●過去の災害から得られた教訓を踏まえ、強靱化に向けた施策を効果的に推進

長野県強靱化計画の７つの基本目標に基づき強靱化を推進
計画期間2年間（平成 28～29 年度）

３つの重点項目

1 「絆」で生命を守る地域防災力の充実

◆**災害時住民支え合いマップ等の作成支援**
【健康福祉部】
◆**出前講座の充実のための防災指導員を配置**
県の出前講座に加え、H29 までに全市町村で出前講座を実施可能にする　(234 万 9 千円)
◆**(新)「減災トップフォーラム in 長野」を開催**
市町村長の災害時における実践的研修を実施し、防災対策の理解を促進（73 万 7 千円）
【以上、危機管理部】
◆**住民支え合い活動推進指導員の配置**
【健康福祉部】(1183 万 7 千円)

2 地震から生命を守る建物の耐震化

◆**住宅等の耐震診断・耐震改修を推進**
補助に加え、全対象住戸の所有者への啓発等により耐震化を推進 【建設部】(8346 万 6 千円)
◆**大規模建築物の耐震化を支援**
耐震診断を義務付けられた大規模建築物の耐震改修への補助【建設部】(2546 万 6 千円)

3 土砂災害から生命を守る対策

◆土砂災害防止法に基づく**砂防基礎調査等の実施**　【建設部】(1 億 8510 万 3 千円)
◆土砂災害特別警戒区域等の**危険な区域にある住宅移転への補助**【建設部】(200 万 6 千円)
◆土砂災害を軽減するため、**砂防堰堤等を整備**
【建設部】(111 億 3430 万円)

主な県土強靱化の推進事業

1 人命の保護が最大限図られること　351 億 9673 万円

◆**(新)**火山防災協議会が作成する**火山ハザードマップ等の作成を支援**　【危機管理部】(2000 万円)
◆**(新)**火山防災協議会の課題等を共有し、**対策を進める連絡会議の設置、開催**　【危機管理部】(62 万 5 千円)
◆**(新)**火山の山頂等の山小屋を強化　【観光部】(273 万 2 千円)
◆**(新)**災害時における要配慮者への包括的かつ継続的な支援活動がスムーズに行われるよう**福祉の広域支援ネットワークを構築**
【健康福祉部】(2694 万 7 千円)
◆**(新)**防災上重要な拠点等となる**県有施設の耐震性能の強化や吊り天井の落下防止等**を推進　【建設部】(15 億 7624 万 2 千円)

2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること　116 億 8033 万円

◆消防学校の消防ポンプ自動車を更新し、**効果的な訓練の実施によりスキルの高い消防職員を養成**【危機管理部】(2444 万 7 千円)
◆**(新)** 全国の消防団員が、ポンプ操法の技術等を競い、交流する**全国消防操法長野大会の開催を支援**　【危機管理部】(500 万円)

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること　2 億 1906 万円

◆平成 28 年4月から運用を開始する**「長野県防災情報システム」の維持、管理**　【危機管理部】(2072 万 3 千円)

4 必要最低限のライフラインは確保し、これらの早期復旧を図ること　90 億 5734 万円

◆市町村が行う**水道施設の耐震化及び広域化に資する事業に係る経費の一部について助成**　【環境部】(5 億 2822 万 5 千円)
◆避難所、防災拠点等への**自然エネルギー設備導入に対して助成**　【環境部】(3 億 1567 万 8 千円)
◆**県営水道の浄水場や管路の耐震化を推進**するとともに、避難所となる**学校に「安心の蛇口」を設置**【企業局】(13 億 3395 万円)

5 流通・経済活動が停滞しないこと　151 億 4597 万円

◆耐震補強やBCP（事業継続計画）作成等**防災対策を実施する企業へ資金貸付**　【産業労働部】

6 二次的な被害を発生させないこと　89 億 7364 万円

◆**農業用ため池の耐震対策**など**農業用施設の防災対策工事**の実施　【農政部】(24 億 609 万 1 千円)
◆緊急に手入れが必要な里山林の間伐や民有林で計画的に行われる**間伐等の森林整備への助成**【林務部】(33 億 1039 万 3 千円)

7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻れること　4 億 1476 万円

◆長野県神城断層地震における被災者生活再建支援法の適用対象とならない被災世帯に対して最高 300 万円の**県単災害見舞金**を給付　【危機管理部】(5400 万円)
◆県単独の嵩上げ補助により、**白馬村が実施する被災者向け公営住宅の建設を促進**　【建設部】(6282 万 6 千円)
◆災害復興住宅資金の貸付を受けた者に対して補助（利子補給）し、**災害復興住宅の再建を促進**　【建設部】(481 万 8 千円)

長野県強靱化計画

〔多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく〕

平成 28 年３月発行
編集発行　長野県危機管理部消防課

〒380-8570　長野県長野市大字南長野字幅下６９２－２
電 話: 026-235-7407
ＦＡＸ: 026-233-4332
E-mail : shobo@pref.nagano.lg.jp

長野県ホームページアドレス : http://www.pref.nagano.lg.jp/